

**第7期福井市障がい福祉計画**  
**第3期福井市障がい児福祉計画**

令和6年3月

福 井 市

# 目次

## 第1章 計画の概要

1 計画の位置づけ	1
2 計画の期間	1
3 計画の策定体制	2
4 計画の進行管理	2

## 第2章 障がい者福祉を取り巻く現状

1 人口と障がい者手帳所持者の推移	3
2 障がいのある人の状況	4
3 障害福祉サービスの提供状況	13
4 障害児通所支援の提供状況	18
5 障がいのある児童・生徒の状況	22
6 法制度の改正・施行	24

## 第3章 成果目標

1 施設入所者の地域生活への移行	26
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	28
3 地域生活支援の充実	30
4 福祉施設から一般就労への移行等	32
5 障害児支援の提供体制の整備等	34
6 相談支援体制の充実・強化等	36
7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	38

## 第4章 障害福祉サービスの見込量（活動指標）

1 施設入所者の地域生活への移行等	40
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	44
3 地域生活支援の充実	46
4 発達障害者等に対する支援	48
5 障害児支援の提供体制の整備等	50
6 相談支援体制の充実・強化等	52
7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	54

## 第5章 地域生活支援事業

1 必須事業	58
2 任意事業	63
3 市町村地域生活支援促進事業	65
4 特別促進事業	66

## 資料編

1 事業所アンケート調査の結果	69
2 用語解説	76



# 第1章 計画の概要

## 1 計画の位置づけ

「第7期福井市障がい福祉計画・第3期福井市障がい児福祉計画」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」第88条第1項に基づく「障害福祉計画」と、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

本計画の策定にあたっては、国の示した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）」を踏まえるとともに、本市の障がい者施策の基本的方針である「第4次福井市障がい者福祉基本計画」との調和を図っています。

本計画では、国の基本指針に即して、これまでの取組を更に推進するものとなるよう、本市の実績と実情を踏まえて、令和8年度における目標（成果目標）の設定及び障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策（活動指標）を定めます。

### 【成果目標】

障害福祉サービス等、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標で、障害福祉計画の実績及び地域の実情を踏まえて設定する。

### 【活動指標】

各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策で、現在の利用実績等に関する分析、障がい者等のサービスの利用に関する意向、地域の実情等を踏まえて設定する。

## 2 計画の期間

障害福祉計画及び障害児福祉計画については、基本指針において、基本的に3年ごとに作成することとされており、「第7期福井市障がい福祉計画・第3期福井市障がい児福祉計画」も令和6年度から令和8年度までの3年間の計画期間とします。

計画名	根拠法	令和	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
		3年度					
市障がい者福祉基本計画	障害者基本法 11 条 3 項	第4次（6年間）					
市障がい福祉計画	障害者総合支援法 88 条 1 項	一 体 策 定	第6期		二 体 策 定	第7期	
市障がい児福祉計画	児童福祉法 33 条 の 20 1 項		第2期		第3期		

### 3 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、学識経験者、障がい者代表、関係行政機関、関係団体、市民代表で構成される「福井市社会福祉審議会 障がい者福祉専門分科会」及び障がい者団体、障害福祉サービス事業者、保健・医療・教育・雇用等の関係機関により構成される「福井市障がい者自立支援協議会」からの意見を聴取し、計画に反映しました。

また、施設入所者等の地域生活への移行や福祉施設利用者の一般就労への移行等、実情や意向・ニーズ等を把握するため、本市の支給決定者のいる入所支援施設及び障害者就労支援施設等を対象にアンケート調査を実施しました。

### 4 計画の進行管理

基本指針において、障害福祉計画に盛り込んだ事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講ずることとされています。

本市では、障害者総合支援法に基づき、「福井市社会福祉審議会 障がい者福祉専門分科会」及び「福井市障がい者自立支援協議会」において、各事業の進捗状況や数値目標の達成状況について点検・評価を受けることとします。

また、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援及び障害児相談支援を推進するにあたり、「福井市障がい者自立支援協議会」において、関係機関と連携しながら、総合的に取り組みます。

## 第2章 障がい者福祉を取り巻く現状

### 1 人口と障がい者手帳所持者の推移

本市の総人口の推移をみると、平成7年をピークに減少に転じており、令和5年時点でも変わらない一方で、65歳以上の高齢化率は上昇傾向が続いています。

また、障がい者手帳所持者数は、平成30年度から令和4年度の間は年々減少が見られるものの、総人口に占める手帳所持者の割合は令和2年度以降、微増傾向を示しています。

(単位：人)

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総人口	263,109	261,986	260,322	258,198	256,435
65歳以上	75,300	75,857	76,246	76,409	76,170

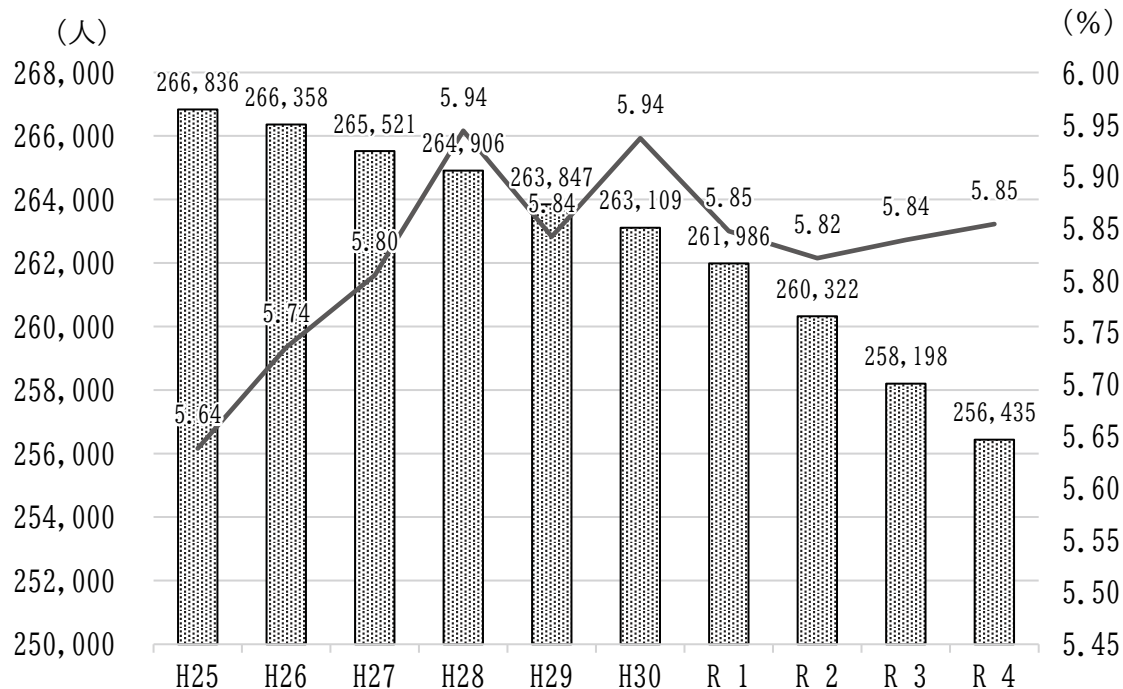
(各年度4月1日)

(単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
障がい者手帳所持者合計数	15,620	15,319	15,154	15,076	15,012
総人口に占める手帳所持者の割合 (%)	5.94	5.85	5.82	5.84	5.85

(各年度3月末)

<人口と障がい者手帳所持者の割合の推移>



## 2 障がいのある人の状況

### (1) 障がい者手帳所持者の推移

平成30年度から令和4年度の手帳所持者の総数は15,620人から15,012人と608人、3.9%の減少となっています。障がい種別でみると、身体障害者手帳所持者は1,227人11.2%の減となっている一方、療育手帳所持者は79人3.7%の増、また、精神障害者保健福祉手帳所持者は540人21.6%の増と大幅に増加しています。

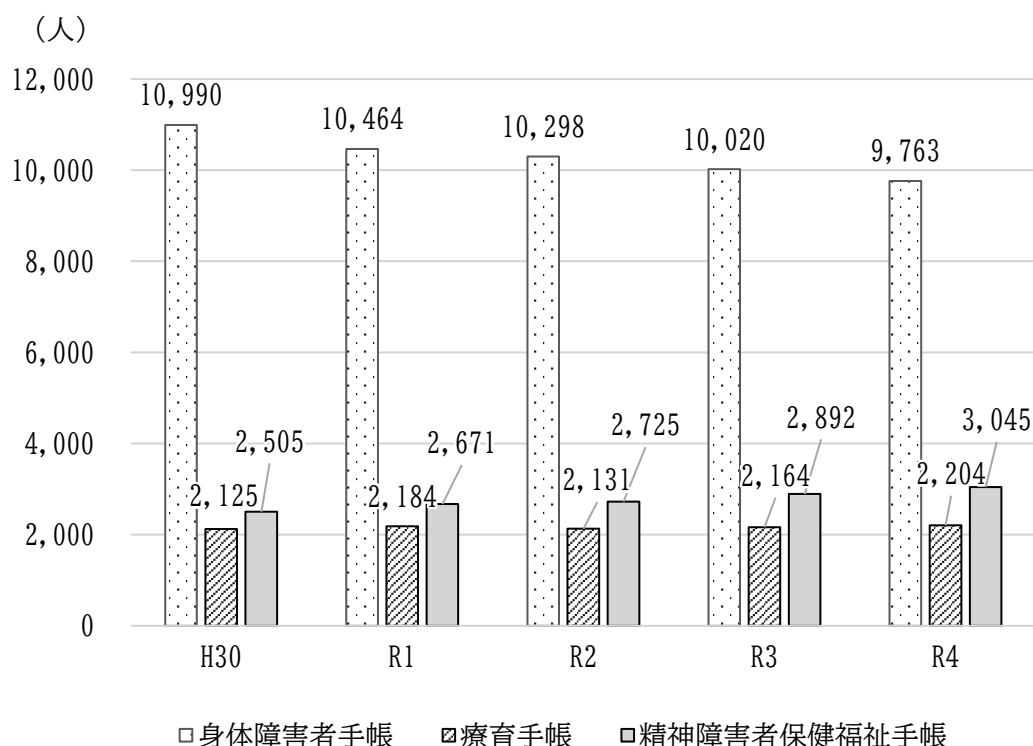
また、令和4年度の障がい種別の手帳所持者の割合は、身体障害者手帳が最も高く65.0%であり、療育手帳14.7%、精神障害者保健福祉手帳20.3%となっています。

(単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
障がい者手帳所持者合計数	15,620	15,319	15,154	15,076	15,012
身体障害者手帳	10,990	10,464	10,298	10,020	9,763
療育手帳	2,125	2,184	2,131	2,164	2,204
精神障害者保健福祉手帳	2,505	2,671	2,725	2,892	3,045

(各年度3月末)

### < 3 障がいの手帳所持者の推移 >



## (2) 身体障害者手帳所持者の状況

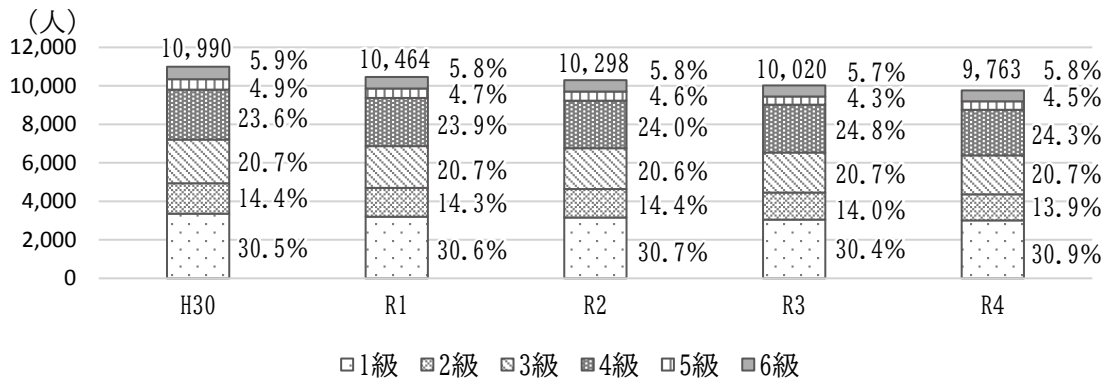
身体障害者手帳所持者は年々減少しています。令和4年度において、等級別では1級が最も多く30.9%、障がい区分別では、肢体不自由が最も多く50.9%を占めています。また、令和4年度の年齢構成別の割合は、65歳以上の割合が最も高く77.5%を占めています。

<等級別の所持者数>

(単位：人)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
平成30年度	3,354	1,584	2,270	2,597	537	648	10,990
令和元年度	3,204	1,492	2,171	2,502	491	604	10,464
令和2年度	3,162	1,479	2,120	2,469	471	597	10,298
令和3年度	3,051	1,405	2,076	2,489	428	571	10,020
令和4年度	3,012	1,353	2,019	2,370	440	569	9,763

(各年度3月末)

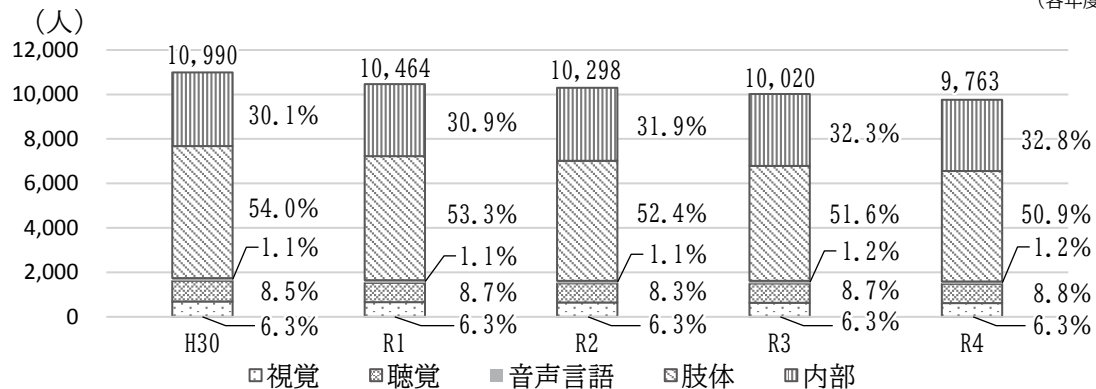


<障がい区分別の所持者数>

(単位：人)

	視覚	聴覚	音声言語	肢体	内部	合計
平成30年度	689	930	122	5,938	3,311	10,990
令和元年度	658	868	118	5,582	3,238	10,464
令和2年度	648	855	117	5,398	3,280	10,298
令和3年度	630	868	116	5,174	3,232	10,020
令和4年度	618	861	113	4,965	3,206	9,763

(各年度3月末)



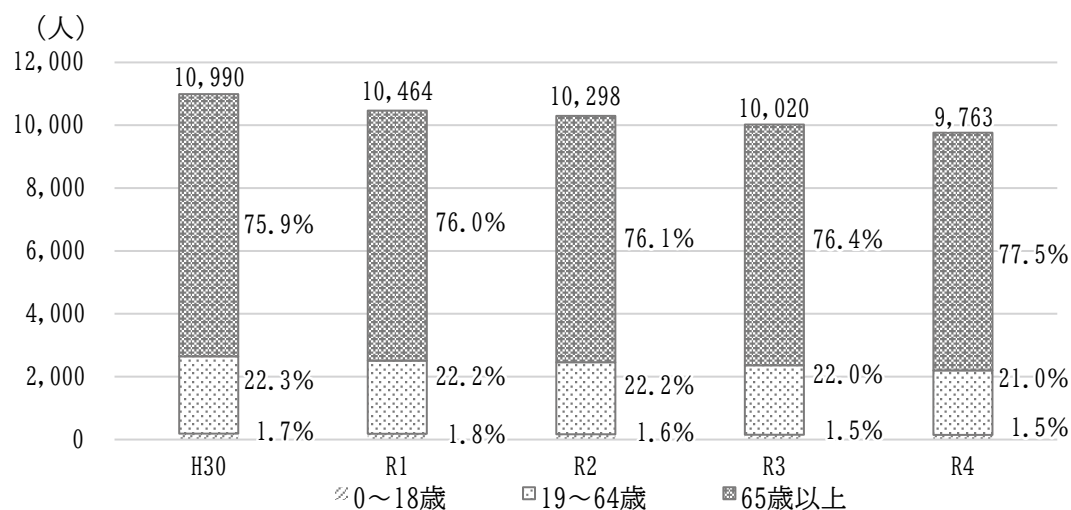


<年齢構成別の所持者数>

(単位：人)

	0～18歳	19～64歳	65歳以上	合計
平成30年度	190	2,456	8,344	10,990
令和元年度	184	2,324	7,956	10,464
令和2年度	169	2,288	7,841	10,298
令和3年度	154	2,206	7,660	10,020
令和4年度	146	2,052	7,565	9,763

(各年度3月末)



### (3) 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者は年々増加傾向にあり、B2については平成30年度から令和4年度にかけて約1.1倍増加しています。

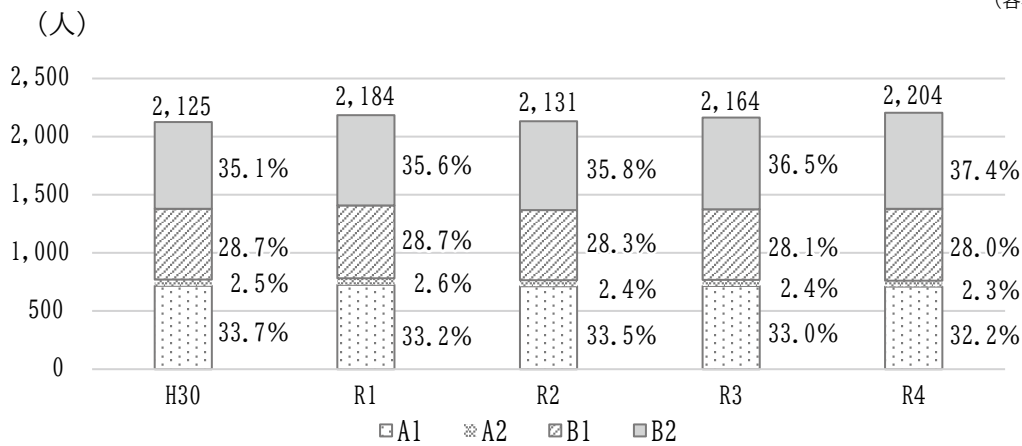
令和4年度において、障がい程度別ではB2が最も多く37.4%、年齢構成別では、19～64歳が69.4%を占めています。

<障がい程度別の所持者数>

(単位：人)

	A1	A2	B1	B2	合計
平成30年度	717	53	609	746	2,125
令和元年度	725	56	626	777	2,184
令和2年度	713	52	603	763	2,131
令和3年度	715	52	608	789	2,164
令和4年度	710	51	618	825	2,204

(各年度3月末)

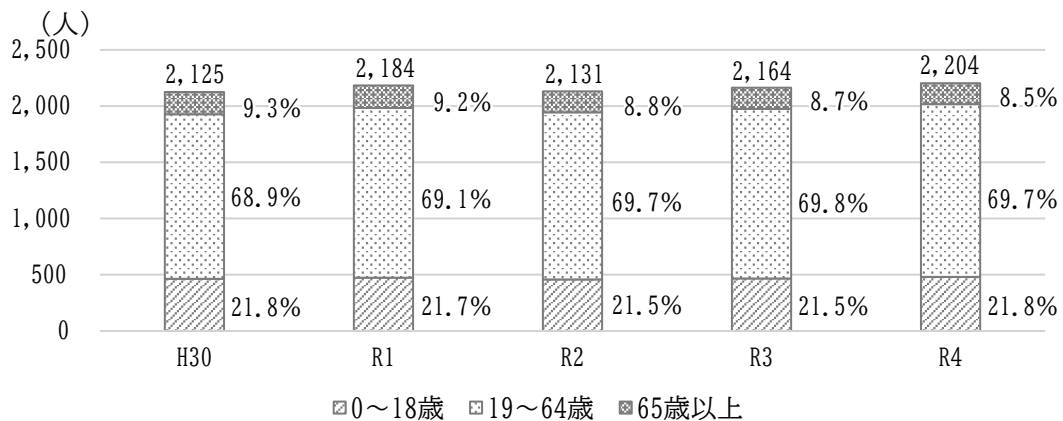


<年齢構成別の所持者数>

(単位：人)

	0～18歳	19～64歳	65歳～	合計
平成30年度	464	1,464	197	2,125
令和元年度	474	1,509	201	2,184
令和2年度	458	1,486	187	2,131
令和3年度	466	1,510	188	2,164
令和4年度	480	1,537	187	2,204

(各年度3月末)



#### (4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者は年々増加傾向にあり、特に3級については平成30年度から令和4年度にかけて約1.2倍増加しています。

令和4年度において、等級別では2級が最も多く67.5%、年齢構成別では、19～64歳が78.4%を占めています。

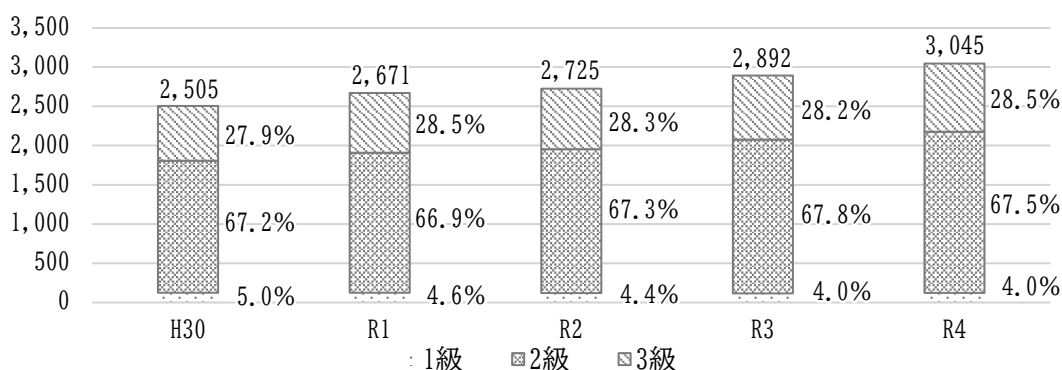
<等級別の所持者数>

(単位：人)

	1級	2級	3級	合計
平成30年度	124	1,683	698	2,505
令和元年度	123	1,787	761	2,671
令和2年度	120	1,835	770	2,725
令和3年度	116	1,961	815	2,892
令和4年度	122	2,054	869	3,045

(各年度3月末)

(人)



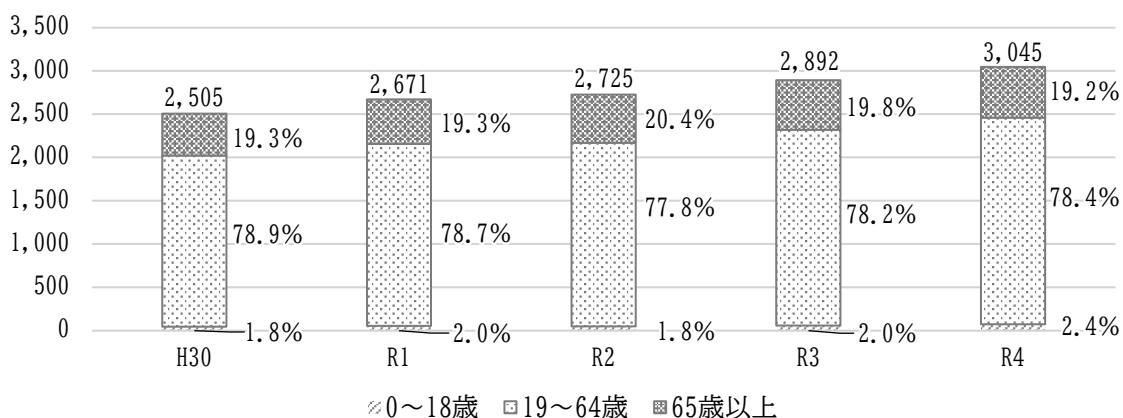
<年齢構成別の所持者数>

(単位：人)

	0～18歳	19～64歳	65歳～	合計
平成30年度	45	1,977	483	2,505
令和元年度	54	2,102	515	2,671
令和2年度	49	2,121	555	2,725
令和3年度	57	2,261	574	2,892
令和4年度	72	2,387	586	3,045

(各年度3月末)

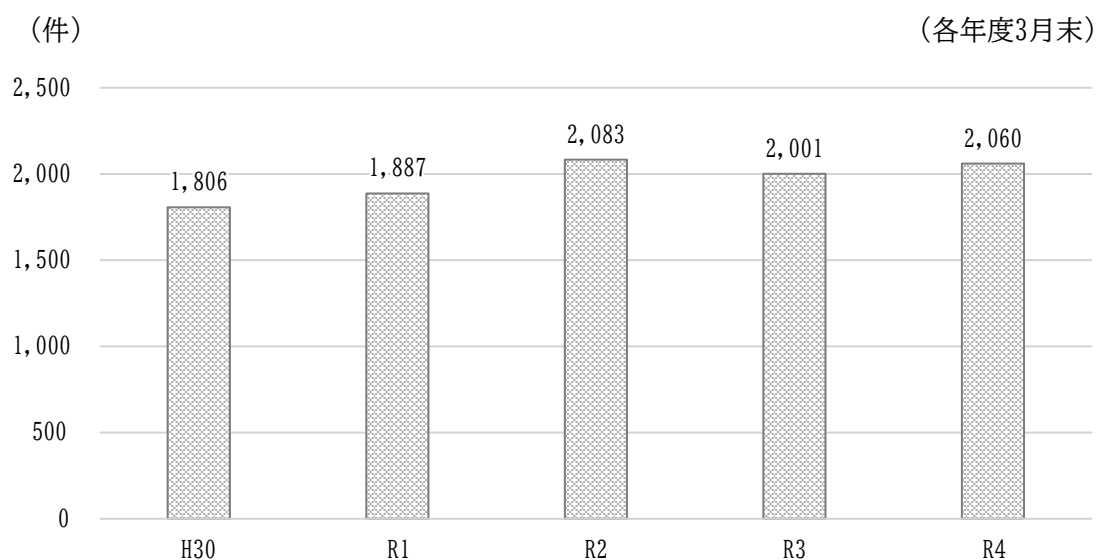
(人)



### (5) 難病患者等の状況

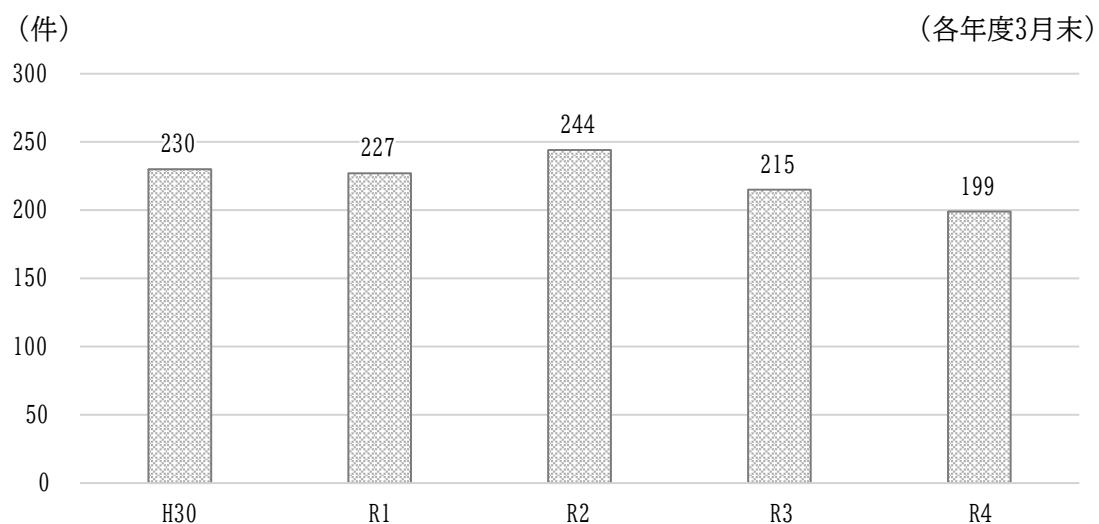
難病は、原因が不明で治療方法が確立していない疾病をいい、平成27年1月より「難病の患者に対する医療費等に関する法律」が施行され、指定難病の患者に対して、医療費の助成が行われています。

#### <特定医療費（指定難病）支給認定件数の推移>



治療期間が長く、医療費負担が高額になる児童の慢性疾病の患者に対しては、平成27年1月に児童福祉法が一部改正され、小児慢性特定疾病医療費として助成が行われています。

#### <小児慢性特定疾病医療支給認定件数の推移>



## (6) 障がいのある人の雇用と就労の状況

### ①障がい者の一般就労の状況

「障害者雇用促進法」では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.3%）以上の障がい者を雇うことが義務付けられています。

令和4年度における福井県の障がい者雇用の状況は、法定雇用率が適用される民間企業は771社、雇用されている障がいのある人は2,959人で、前年より59.5人減少しました。

また、実雇用率は2.48%となっており、全国平均の2.25%を上回っています。法定基礎労働者数<sup>※</sup>は、前年より250人増加しましたが、雇用された障がい者数は59.5人減少しました。法定雇用率を達成している企業の割合は58.2%となっており、全国平均の48.3%を上回っています。

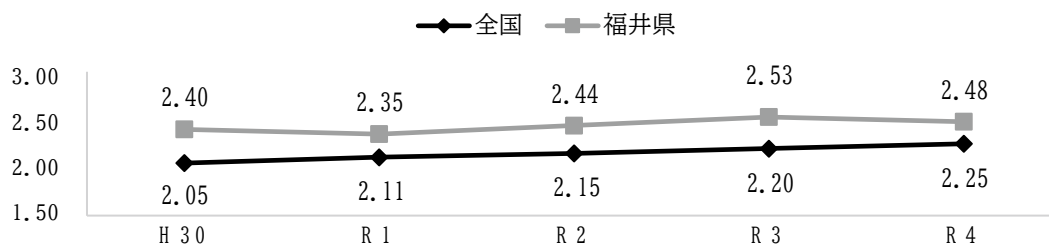
### <障がいのある人の雇用状況>

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
企業数（社）	737	748	739	765	771	
常用雇用労働者数（人）	121,302.0	123,107.5	124,172.5	125,396.5	125,614.5	
法定基礎労働者数 <sup>※</sup> （人）	115,393.0	117,215.5	118,242.5	119,244.5	119,494.5	
障がい種別	身体障がい	1,640.0	1,629.0	1,675.0	1,641.5	1,609.5
	知的障がい	768.5	711.0	706.5	747.5	725.0
	精神障がい	365.5	417.0	506.5	629.5	624.5
	計	2,774.0	2,757.0	2,888.0	3,018.5	2,959.0
実雇用率（%）	2.40	2.35	2.44	2.53	2.48	
達成企業数（社）	417	427	435	441	449	
達成企業割合（%）	56.6	57.1	58.9	57.6	58.2	

※法定基礎労働者数：常用雇用労働者数から除外率相当数（身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数

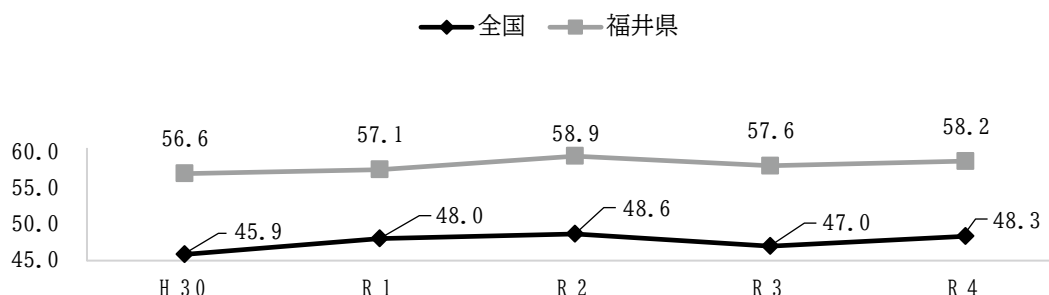
### <民間企業における障害者実雇用率>

(単位：%)



### <法定雇用率達成企業割合>

(単位：%)



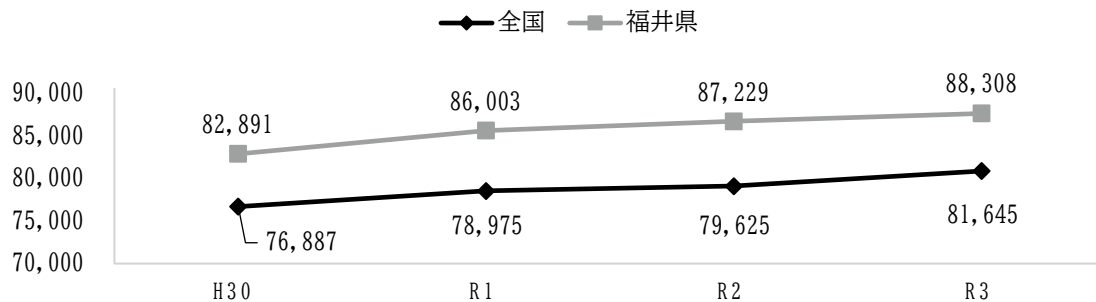
障害者実雇用率・法定雇用率達成企業割合 出典：福井労働局「障害者雇用状況集計結果」

## ②福祉就労の状況

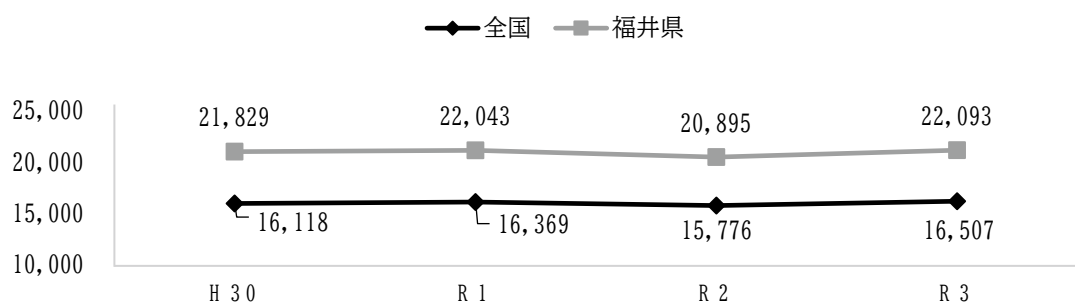
就労継続支援 A 型事業所の平均賃金月額は、平成 30 年度以降増加しています。また、就労継続支援 B 型事業所の平均工賃月額は、令和 2 年度は減少となりましたが、令和 3 年度は増加しました。

本県の就労継続支援事業所における平均賃金・工賃月額は全国平均を大きく上回り、高い水準を維持しています。

<就労継続支援 A 型事業所賃金の推移> (単位:円)



<就労継続支援 B 型事業所工賃の推移> (単位:円)



就労継続支援事業所賃金(工賃) 出典:工賃・賃金実績調査(厚生労働省調べ)

## (7) 発達障がいのある人の状況

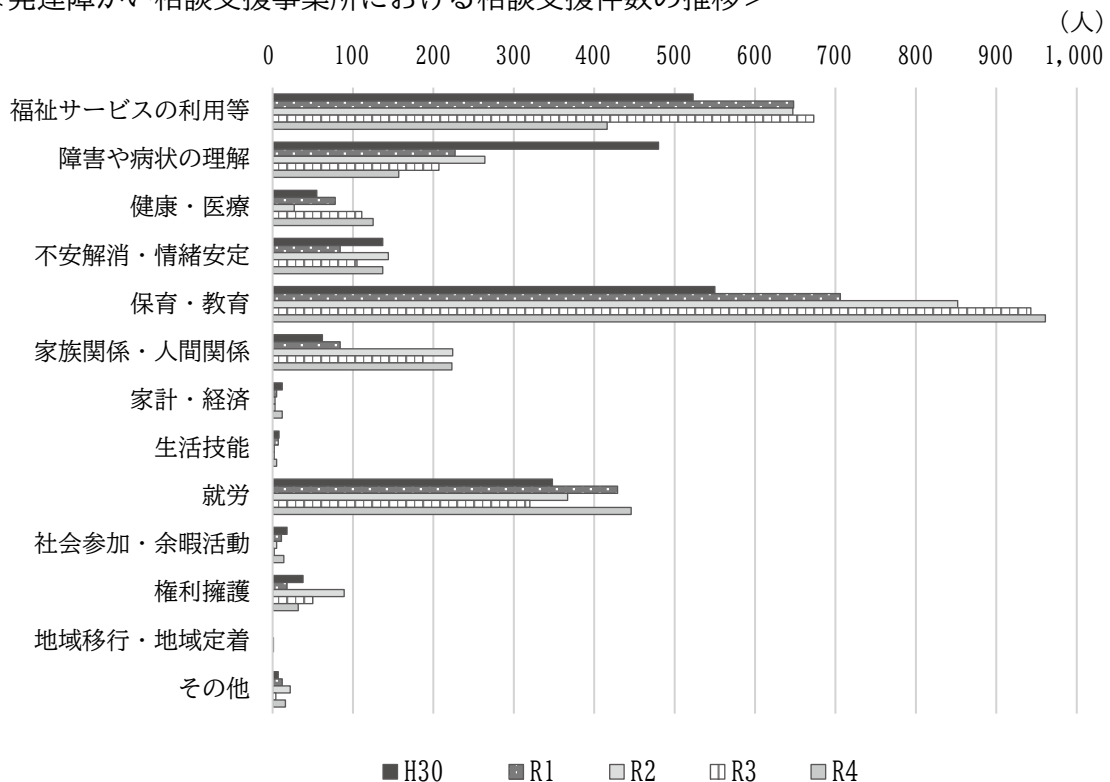
本市が発達障がいの専門の相談拠点として設置している「発達障がい相談支援事業所」や、市域を4地区に分けて設置している「地区障がい相談支援事業所」における相談件数は、年々増加しています。特に地区障がい者相談支援事業所における障がい児の相談が平成30年度と比較すると5.6倍と大きく増加しています。相談内容では、福祉サービスの利用や保育・教育に関すること、また、就労に関する内容が多く見られています。

<相談対応件数(延べ)>

(単位:件)

	対象	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	R4/H30
発達障がい 相談支援事業所	障がい児	1,547	1,565	2,007	2,150	1,800	1.2
	障がい者	580	639	564	378	676	1.2
地区障がい者 相談支援事業所	障がい児	192	310	399	652	1,078	5.6
	障がい者	453	1,044	698	994	983	2.2
発達障がい児 計		1,739	1,875	2,406	2,802	2,878	1.7
発達障がい者 計		1,033	1,683	1,262	1,372	1,659	1.6
合計		2,772	3,558	3,668	4,174	4,537	1.6

<発達障がい相談支援事業所における相談支援件数の推移>



### 3 障害福祉サービスの提供状況

#### (1) 障害福祉サービス支給決定者数の推移

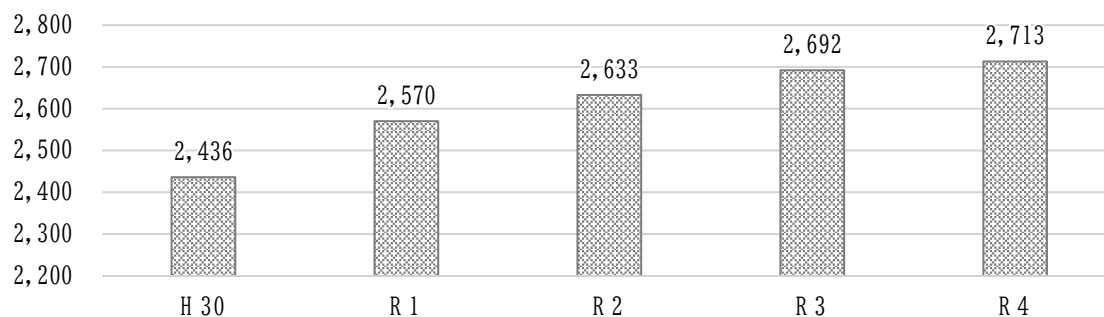
令和4年度の支給決定者数は2,713人で平成30年度と比べると1.1倍に増加しています。障がい種別の支給決定者数では、身体と精神障がい者の伸び率が1.2倍に増加しています。また、年齢構成別の支給決定者割合は、0～18歳は0.8倍に減少し、65歳以上では1.3倍に増加しています。

<障害福祉サービス支給決定者数> (単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	R4/H30
支給決定者数	2,436	2,570	2,633	2,692	2,713	1.1

(各年度3月末)

<障害福祉サービス支給決定者数の推移>  
(人)



<障がい種別支給決定者数> (単位：人)

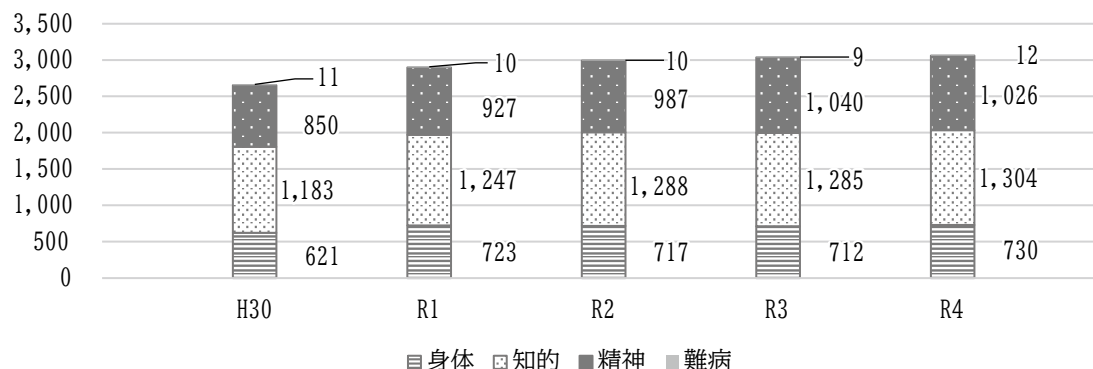
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	R4/H30
身体	621	723	717	712	730	1.2
知的	1,183	1,247	1,288	1,285	1,304	1.1
精神	850	927	987	1,040	1,026	1.2
難病	11	10	10	9	12	1.1

(各年度3月末)

※障がい重複している者はそれぞれに集計しているため、実人数とは一致しない。

<障がい種別支給決定者数の推移>

(人)





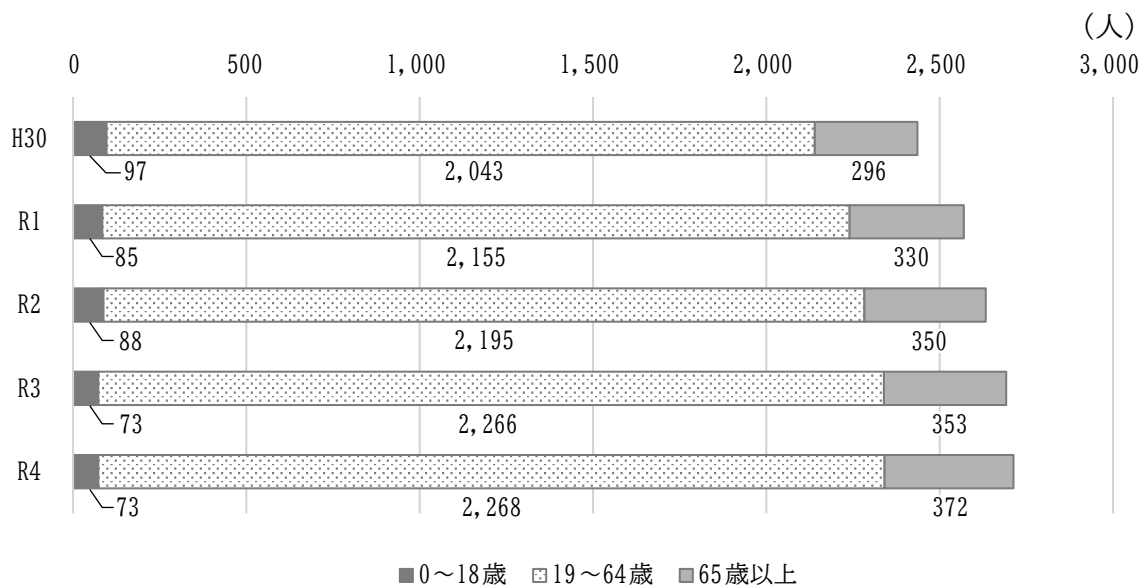
<年齢構成別支給決定者数>

(単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	R4/H30
0～18歳	97	85	88	73	73	0.8
19～64歳	2,043	2,155	2,195	2,266	2,268	1.1
65歳～	296	330	350	353	372	1.3
合計	2,436	2,570	2,633	2,692	2,713	1.1

(各年度3月末)

<年齢構成別支給決定者数の推移>



## (2) 障害福祉サービス利用延人数及び給付費の推移

障害福祉サービスの利用延人数は、平成30年度から令和4年度の5年間で1.2倍に増加しています。最も伸び率が高いのは就労定着支援で8.1倍であり、次いで行動援護の2.4倍、就労継続支援（B型）1.5倍となっています。また、令和4年度において、最も利用延人数が多いのは就労継続支援（B型）で10,807人、次いで生活介護8,593人となっています。

<障害福祉サービス種類別の利用延人数>

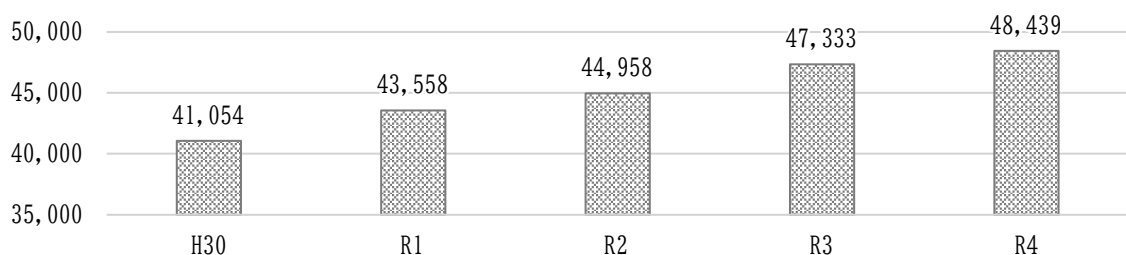
(単位：人)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	R4/H30
利用延人数合計		41,054	43,558	44,958	47,333	48,439	1.2
訪問系	居宅介護	3,596	4,010	4,145	4,368	4,387	1.2
	重度訪問介護	98	113	113	118	133	1.4
	行動援護	31	26	47	85	74	2.4
	重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	-
	同行援護	480	521	494	543	558	1.2
日中活動系	生活介護	8,403	8,692	8,664	8,622	8,593	1.0
	自立訓練（機能）	25	36	32	9	2	0.1
	自立訓練（生活）	607	555	481	597	630	1.0
	宿泊型自立訓練	157	123	68	108	112	0.7
	自立生活援助	0	0	33	12	9	-
	就労移行支援	877	752	695	667	671	0.8
	就労継続支援（A型）	5,497	5,315	5,026	4,872	4,695	0.9
	就労継続支援（B型）	7,069	8,109	9,143	10,193	10,807	1.5
	就労定着支援	32	159	186	249	258	8.1
	短期入所	1,525	1,610	1,296	1,247	1,304	0.9
	療養介護	377	373	396	410	444	1.2
居住系	共同生活介護	-	-	-	-	-	-
	共同生活援助	3,075	3,138	3,395	3,762	4,169	1.4
	施設入所支援	4,238	4,162	4,116	4,056	4,025	1.0
相談支援	計画相談支援	4,806	5,809	6,569	7,369	7,539	1.6
	地域移行支援	73	15	1	1	0	0.0
	地域定着支援	88	90	58	45	29	0.3

(各年度3～2月提供分)

<障害福祉サービスの利用延人数の推移>

(単位：人)



障害福祉サービスの給付費は、平成30年度から令和4年度の5年間で約12億7千万円、1.3倍に増加しています。特に就労継続支援B型が5億2千万円、次いで共同生活援助で3億5千万円と大きく増加が見られています。

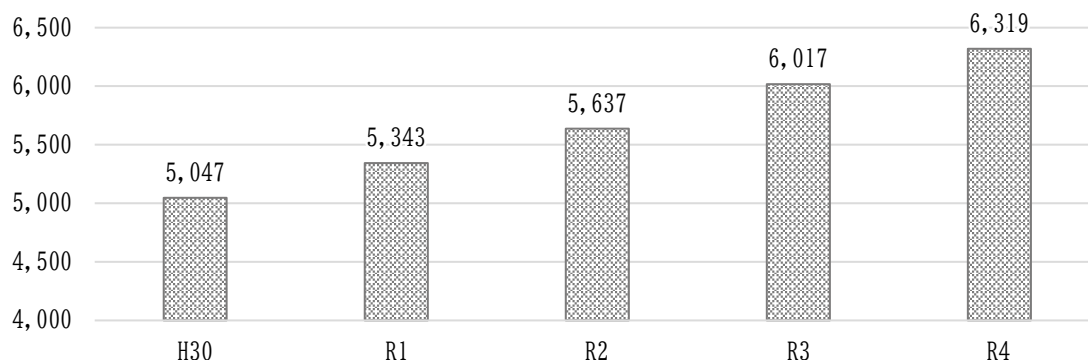
<障害福祉サービス種類別の給付費> (単位：千円)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	R4/H30
給付費合計		5,046,730	5,343,236	5,636,635	6,016,567	6,319,310	1.3
訪問系	居宅介護	263,884	301,496	335,774	369,900	399,451	1.5
	重度訪問介護	115,726	139,634	146,017	158,772	177,767	1.5
	行動援護	880	871	2,506	10,404	11,145	12.7
	重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	-
	同行援護	16,341	20,139	16,360	18,408	18,914	1.2
日中活動系	生活介護	1,671,957	1,727,075	1,778,229	1,768,252	1,792,576	1.1
	自立訓練（機能）	1,775	2,957	2,325	150	265	0.2
	自立訓練（生活）	78,120	66,674	52,891	68,708	77,148	1.0
	宿泊型自立訓練	19,458	17,831	11,751	16,614	15,663	0.8
	自立生活援助	0	0	918	349	204	-
	就労移行支援	112,198	102,517	104,754	105,130	103,730	0.9
	就労継続支援（A型）	719,119	704,946	697,236	718,004	705,970	1.0
	就労継続支援（B型）	884,264	1,021,723	1,147,463	1,312,466	1,404,517	1.6
	就労定着支援	765	3,757	5,814	7,877	8,387	11.0
	短期入所	6,459	77,416	73,250	65,283	63,994	1.0
療養介護*	96,376	97,167	100,527	107,788	117,461	1.2	
居住系	共同生活介護	0	0	0	0	0	-
	共同生活援助	405,526	454,204	523,782	634,552	760,217	1.9
	施設入所支援	520,979	524,743	542,980	546,857	552,562	1.1
相談支援	計画相談支援	71,779	78,851	93,740	106,805	109,226	1.5
	地域相談支援（移行・定着）	3,065	1,235	318	247	113	0.0

(各年度3～2月提供分)

※療養介護には医療費分は含まない。

<障害福祉サービスの給付費の推移> (単位：百万円)



### (3) 障害福祉サービス種類別の事業所数の推移

障害福祉サービス事業所数及び定員数は増加傾向にあり、平成30年度から令和4年度の5年間で事業所数は1.2倍、定員数は1.3倍に増加しています。

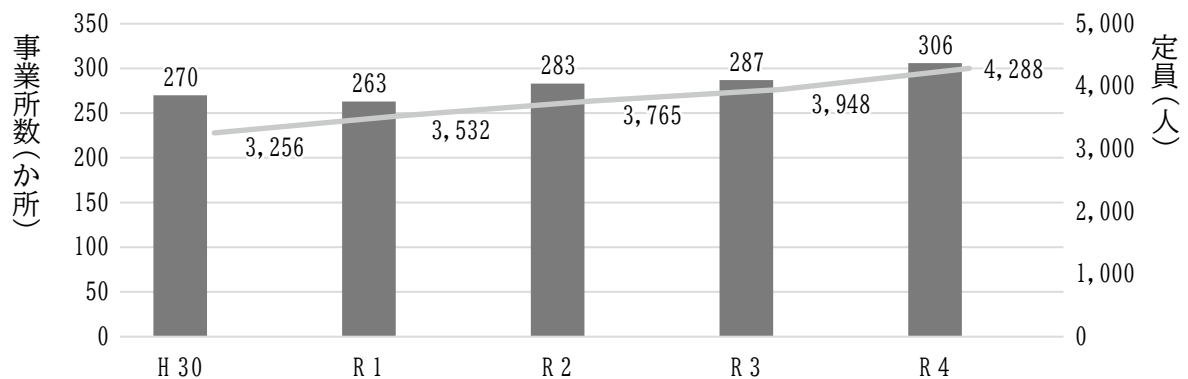
＜障害福祉サービス種類別の事業所数＞

(単位：か所、人)

サービス種類	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員
合計	270	3,256	263	3,532	283	3,765	287	3,948	306	4,288
居宅介護	30	-	28	-	32	-	30	-	35	-
重度訪問介護	24	-	20	-	26	-	25	-	28	-
行動援護	3	-	3	-	5	-	6	-	6	-
同行援護	10	-	8	-	5	-	5	-	5	-
生活介護	26	910	30	1,038	32	1,167	34	1,197	39	1,310
自立訓練（機能）					1	6	1	6	3	81
自立訓練（生活）	9	139	9	151	6	96	8	112	7	111
宿泊型自立訓練					2	-	1	-	1	-
自立生活援助	0	0	0	0	1	-	1	-	1	-
就労移行支援	9	100	10	110	9	90	8	88	8	90
就労継続支援（A型）	23	554	23	544	23	551	23	487	23	480
就労継続支援（B型）	25	572	31	651	35	744	41	854	42	911
就労定着支援	0	-	3	-	3	-	2	-	3	-
短期入所	26	72	27	85	27	143	28	153	34	209
療養介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
共同生活援助	41	389	29	453	29	468	32	561	32	611
施設入所支援	9	520	9	500	9	500	8	490	8	485
計画相談支援	25	-	25	-	28	-	27	-	24	-
地域移行支援	5	-	4	-	5	-	4	-	4	-
地域定着支援	5	-	4	-	5	-	3	-	3	-

(各年度4月1日現在)

＜障害福祉サービス事業所数の推移＞



## 4 障害児通所支援の提供状況

### (1) 障害児通所支援支給決定者数の推移

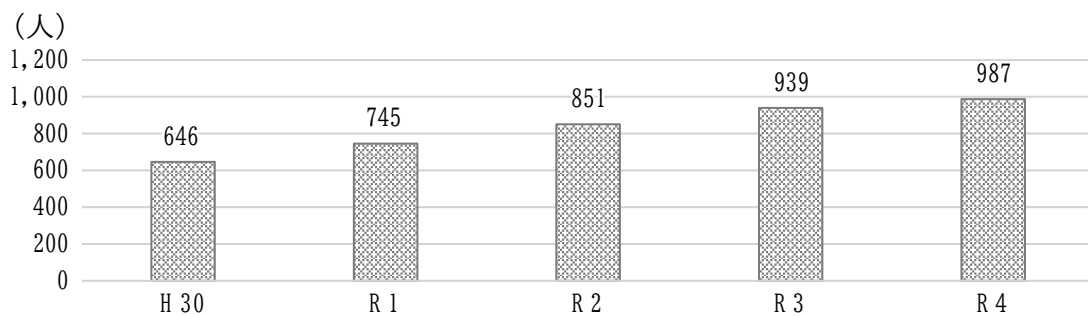
令和4年度の支給決定者数は987人で、平成30年度と比べると1.5倍に増加しています。中でも精神障がいの子の伸び率が大きく、1.9倍に増加しています。

<障害児通所支援支給決定者数> (単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	R4/H30
支給決定者数	646	745	851	939	987	1.5

(各年度3月末)

<障害児通所支援支給決定者数の推移>



<障がい種別支給決定者数> (単位：人)

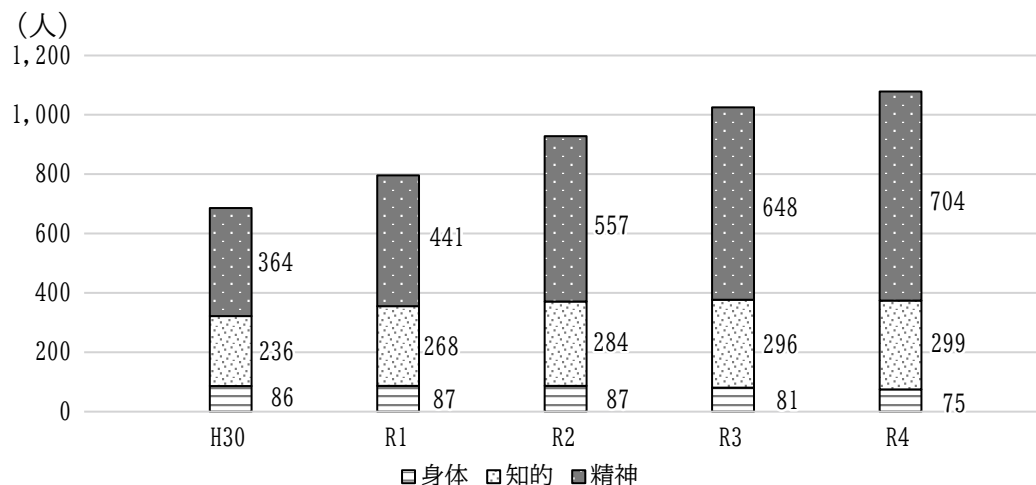
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	R4/H30
身体	86	87	87	81	75	0.9
知的	236	268	284	296	299	1.3
精神	364	441	557	648	704	1.9

(各年度3月末)

※障がい重複している者はそれぞれに集計しているため、実人数とは一致しない。

※精神障がい児には、発達障がいを含む。

<障がい種別支給決定者数の推移>



## (2) 障害児通所支援利用延人数及び給付費の推移

障害児通所支援の利用延人数及び給付費は、平成30年度から令和4年度の5年間で1.8倍に増加しています。特に、保育所等訪問支援及び障害児相談支援の伸び率が上昇しています。また、最も利用人数及び給付費が多いのは放課後等デイサービスで8,664人、約8億7,600万円となっています。

### <障害児通所支援事業別の利用延人数>

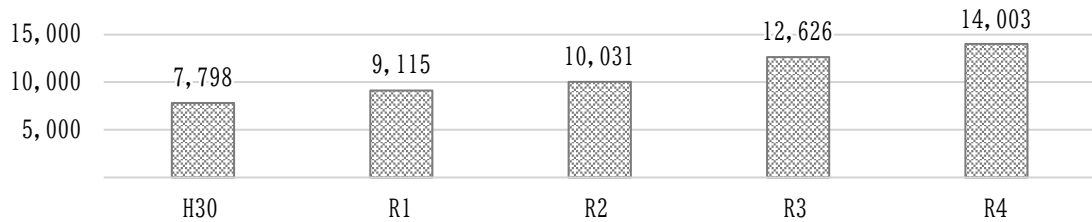
(単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	R4/H30
利用延人数合計	7,798	9,115	10,031	12,626	14,003	1.8
保育所等訪問支援	282	271	200	359	579	2.1
児童発達支援	1,411	1,483	1,568	1,812	1,769	1.3
居宅訪問型児童発達支援	4	2	9	6	7	1.8
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	-
放課後等デイサービス	4,964	5,973	6,758	7,927	8,664	1.8
障害児相談支援	1,137	1,386	1,496	2,522	2,984	2.6

(各年度3月～2月提供分)

### <障害児通所支援の利用延人数の推移>

(単位：人)



### <障害児通所支援事業別の給付費>

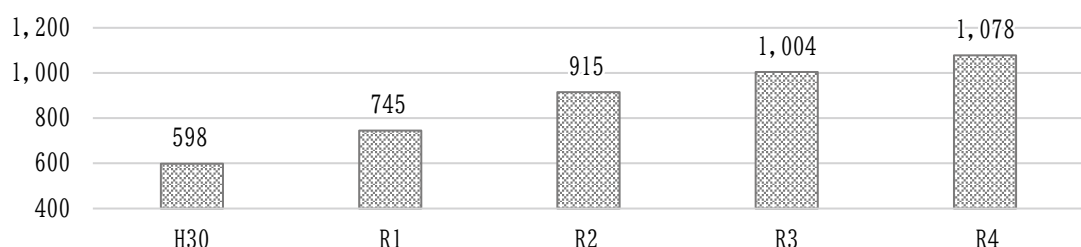
(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	R4/H30
給付費合計	598,380	744,708	914,659	1,003,796	1,077,791	1.8
保育所等訪問支援	5,168	5,267	4,632	9,869	14,652	2.8
児童発達支援	82,022	88,975	111,332	127,690	133,694	1.6
居宅訪問型児童発達支援	301	105	609	409	422	1.4
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	-
放課後等デイサービス	484,602	621,942	762,588	816,707	875,761	1.8
障害児相談支援	26,288	28,443	35,498	49,121	53,262	2.0

(各年度3月～2月提供分)

### <障害児通所支援の給付費の推移>

(単位：百万円)



### (3) 障害児通所支援事業別の事業所数の推移

障害児通所支援の事業所数及び定員数は増加傾向にあり、平成30年度から令和4年度の5年間で事業所数は1.4倍、定員数は1.5倍に増加しています。

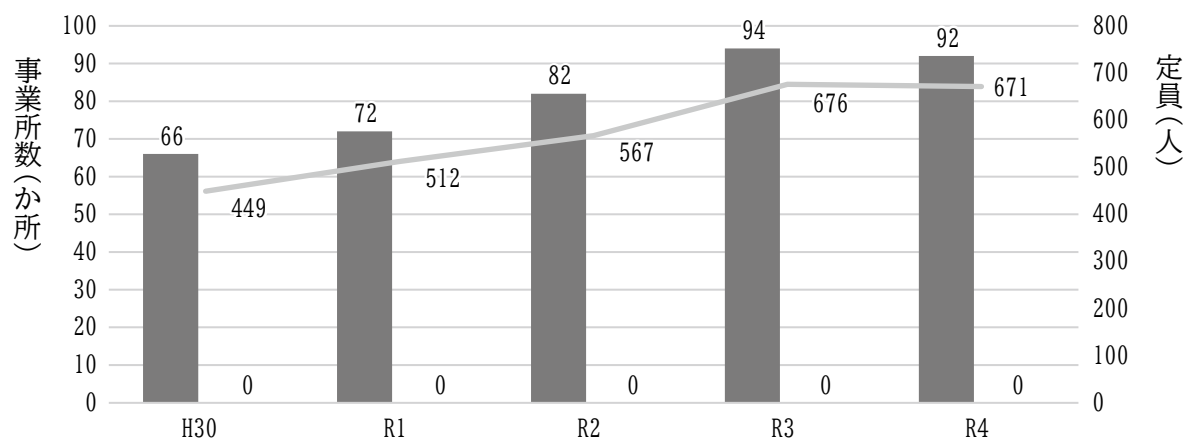
< 障害児通所支援事業別の事業所数 >

(単位：か所、人)

サービス種類	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員
合計	66	449	72	512	82	567	94	676	92	671
保育所等訪問支援	8	-	7	-	7	-	10	-	11	-
児童発達支援	12	151	12	151	13	161	18	208	17	198
居宅訪問型児童発達支援	0	0	2	-	2	-	2	-	3	-
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	27	298	33	361	37	406	43	468	43	473
障害児相談支援	19	-	18	-	23	-	21	-	18	-

(各年度4月1日現在)

< 障害児通所支援事業所数の推移 >



#### (4) 医療的ケア児等の支給決定者数の推移

平成30年度から令和4年度の医療的ケア児及び重症心身障がい児の支給決定者数は、ほぼ横ばいとなっています。

<医療的ケア児<sup>※1</sup>支給決定者数>

(単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
支給決定者数	24	29	31	31	28
居宅介護	5	4	3	2	4
短期入所	8	11	11	11	8
日中一時支援	3	1	1	1	0
児童発達支援	9	9	9	8	12
居宅訪問型児童発達支援	1	1	1	1	1
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	13	17	20	22	15
保育所等訪問支援	5	6	3	1	0

(各年度3月末)

※1 医療的ケア児：人工呼吸器、気管切開、経管栄養、吸引、導尿、酸素療法等を受けている児童

<重症心身障がい児<sup>※2</sup>支給決定者数>

(単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
支給決定者数	29	31	30	27	26
居宅介護	7	3	3	2	12
短期入所	20	19	18	16	19
日中一時支援	8	5	4	2	1
児童発達支援	4	4	5	3	7
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	24	27	25	24	19
保育所等訪問支援	2	3	3	1	0

(各年度3月末)

※2 重症心身障がい児：重度の知的障がい（A1程度）と重度の肢体不自由が重複する児童



## 5 障がいのある児童・生徒の状況

### (1) 保育園の入所状況

入所児童（認定こども園を含む）のうち約1割を、障がい児等の児童が占めています。これらの児童の割合は令和元年度から令和3年度まで増加していましたが、令和4年度は減少しました。

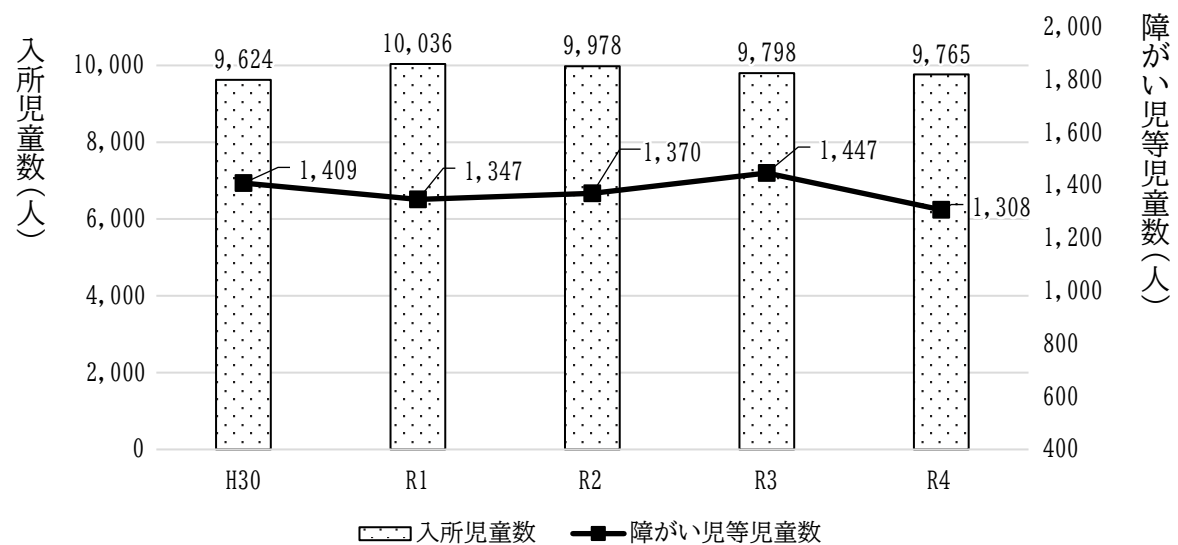
<保育園に入所している障がい児等児童数>

(単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
入所児童数(①)	9,624	10,036	9,978	9,798	9,765
障がい児等児童数(②)	1,409	1,347	1,370	1,447	1,308
障がい児保育対象児童 <sup>※1</sup>	63	56	50	46	41
ふれあい保育対象児童 <sup>※2</sup>	142	170	190	261	238
医療的ケア児	2	3	2	2	2
重症心身障がい児	0	0	0	0	0
気になる子 <sup>※3</sup>	1,204	1,121	1,130	1,140	1,029
入所児童に対する 障がい児等児童の割合(②/①)(%)	14.6	13.4	13.7	14.8	13.4

(各年度3月末)

<保育園に入所している障がい児等児童数の推移>



※1 障がい児保育対象児童：特別児童扶養手当支給対象児童

※2 ふれあい保育対象児童：障がい児保育の対象とはならないが、中程度の障がいを有する児童で、福井県子ども療育センター等の専門機関が認めた児童。又は療育手帳A1～B1、身体障害者手帳1～4級の交付を受けている児童。又は福井市特定教育・保育施設発達相談会で該当すると判定を受けた児童

※3 気になる子：発達障がいや知的障がいなどの疑い、または環境や育て方に問題があると思われる、特別な配慮が必要であると保育士等により把握された児童

## (2) 放課後児童健全育成事業の利用状況

放課後児童健全育成事業<sup>※1</sup>（放課後児童クラブ）の障がいがある児童を預かっている事業所数は令和2年度から令和4年度にかけて増加しており、障がい児登録児童数も増加傾向にあります。

### <放課後児童健全育成事業登録児童数>

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業所総数（か所）	78	82	82	82	81
障がい児を預かっている事業所数	45	58	53	55	59
登録児童数（①）（人）	3,252	3,340	3,390	3,365	3,546
障がい児登録児童数 <sup>※2</sup> （②）	86	107	97	105	143
登録割合（② / ①）（%）	2.6	3.2	2.9	3.1	4.0

（各年度4月1日）

## (3) 特別支援学校・特別支援学級の就学状況

特別支援学級の設置数及び児童生徒数は、小学校、中学校とも増加傾向にあります。

### <特別支援学校児童・生徒数<sup>※3</sup>>

（単位：人）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
視覚障がい	10	10	10	9	10
聴覚障がい	15	16	17	13	14
知的障がい	218	223	185	185	193
その他（肢体不自由・病弱他）	74	82	70	78	67
合計	317	331	282	285	284

（各年度5月1日）

（出典：福井県教育委員会「特別支援教育要覧」）

### <特別支援学級設置及び児童生徒数>

（単位：人）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
小学校	学級数	78	84	87	86	89
	児童数	291	314	302	302	338
中学校	学級数	33	38	41	43	47
	生徒数	109	128	153	182	202
合計	学級数	111	122	128	129	136
	児童生徒数	400	442	455	484	540

（各年度5月1日）

※1 放課後児童健全育成事業：児童館や学校の余裕教室、児童館以外の場所等で、留守家庭の小学生に遊びや生活の場を提供

※2 障がい児登録児童数：放課後児童クラブの入会時に、医療機関等からの診断書等の書類を提出している児童の数

※3 特別支援学校児童・生徒数：本市に住所を有し、県内12校の特別支援学校（幼稚部から高等部、専攻科）に在籍する、障がいのある子どもの数

## 6 法制度の改正・施行

本市の前期障がい福祉計画・障がい児福祉計画（R3～R5）策定以降に改正・施行された障がい者施策に関する法制度を整理します。

①障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の改正  
（令和3年6月4日改正障害者差別解消法公布 令和6年4月1日施行）

国・地方公共団体等や民間事業者に対して、障がいを理由とする差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供が求められることになり平成28年4月に施行されました。令和3年6月に、事業者にも合理的配慮の提供を義務付ける改正が行われました。

②医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）の公布・施行（令和3年6月18日公布 令和3年9月18日施行）

医療的ケア児について、18歳以上の高校生等を含むと定義され、医療的ケア児が医療的ケア児でない児童と共に教育を受けられるように最大限配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援といった、個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援等を基本理念とする法律が施行されました。各機関の支援措置として、保育所や学校における看護師等の配置や地方公共団体による相談体制の整備等のほか、都道府県が医療的ケア児支援センターを配置することが責務とされました。

③障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通にかかる施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）の公布・施行（令和4年5月25日公布・施行）

障がい者が日常生活や災害時に必要な情報を健常者と同じように得られるよう支援し、格差の解消を目指す法律が施行されました。障がいの種類にかかわらず必要な情報を得られるよう国や自治体は施策を定め、実施する責務があることが規定されています。

## 第3章 成果目標

障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、国の基本指針に定められた次に掲げる事項に係る目標（成果目標）を設定します。

また、成果目標のうち、本市においては「4 福祉施設から一般就労への移行等」、「5 障害児支援の提供体制の整備等」及び「7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」の3点を重点的に取り組む目標として定めます。

### 【成果目標】

1 施設入所者の地域生活への移行

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

3 地域生活支援の充実

4 福祉施設から一般就労への移行等

5 障害児支援の提供体制の整備等

6 相談支援体制の充実・強化等

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

□ . . . 重点目標

## 1 施設入所者の地域生活への移行

### ◆第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画における実績

国の基本指針		
目標① 地域移行者数：令和元年度末施設入所者の6%以上		
目標② 施設入所者数：令和元年度末の施設入所者数の1.6%以上削減		
本市の目標		
目標① 地域移行者数：令和元年度末施設入所者の5.8%		
目標② 施設入所者数：令和元年度末の施設入所者数の1.6%削減		
項目	数値	実績見込
令和元年度末の施設入所者数	340人	
目標① 令和2年度から令和5年度末までの地域生活移行者数	20人	5人
目標② 令和5年度末の施設入所者数	335人	336人
成果と課題		
<p>◇地域生活支援拠点の機能の一つである体験の機会の提供をしているほか、自立支援協議会（地域移行・地域定着部会）において、課題把握のためのアンケート調査、移行先となる事業所向けの研修開催、地域生活移行を考える障がい者やその家族へのピアサポート、民生委員などの地域支援者への理解促進などに取り組んできました。</p> <p>◇市民に対して、心のバリアフリー教室、障がい者スポーツイベント、手話講座等を実施し、障がいや障がい者に対する理解促進に取り組みました。</p> <p>◇令和2年度から令和5年度末の地域生活移行者数について、令和元年度末の施設入所者数340人の5.8%である20人を目標としていましたが、事業所等アンケート調査によると、5人で約1.5%と目標を大きく下回ると見込んでいます。</p> <p>◇この地域生活移行者5人の移行先は、「自宅にて家族と同居」又は「グループホーム」となっています。</p> <p>◇令和2年度から令和4年度の入所者数の内訳では、65歳以上の入所者数の割合が33.5%から36.1%と2.6ポイント増加しています。</p> <p>◇施設入所者の地域生活移行者数が増えない要因の一つとして、障がい者本人の高齢化や重度化、介護者である家族の高齢化が考えられることから、介護との連携や地域共生社会の実現に向けた取組などが重要となっています。</p>		

◆第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画における目標

国の基本指針	
目標① 地域移行者数：令和4年度末施設入所者の6%以上	
目標② 施設入所者数：令和4年度末の施設入所者数の5%以上削減	
本市の目標	
目標① 地域移行者数：令和4年度末施設入所者の6%	
目標② 施設入所者数：令和4年度末の施設入所者数の2%削減	
項目	数値
令和4年度末の施設入所者数	337人
目標① 令和5年度から令和8年度末までの地域生活移行者数	21人
目標② 令和8年度末の施設入所者数	330人
目標設定の考え方	
<p>◇引き続き、市民に対して、心のバリアフリー教室などにより障がいや障がい者に対する理解促進に取り組みます。</p> <p>◇グループホームや訪問系サービス、自立生活援助など、障害福祉サービスの提供体制の整備に繋がられるよう、自立支援協議会（居宅生活支援部会、地域移行・地域定着部会）において、地域生活への移行が進まない理由や課題に関する協議を行います。</p> <p>◇地域生活支援拠点の登録事業所数を増やし、体験の機会の提供にさらに取り組むことで、障がいの多様化や重度化などにもより一層対応できるように努めます。これらことから、本市の目標を国の基本指針と合わせ6%とし、令和5年度から令和8年度末までの地域生活移行者数を21人とします。</p> <p>◇地域生活移行への取組を継続する一方で、精神科病院などの長期入院患者の退院先や、重度障がい者、強度行動障がいのある方への支援として、一定数の新規入所希望者が見込まれることから、令和4年度末の施設入所者数337人の2%削減を目標とし、令和8年度末の施設入所者数を330人とします。</p>	

## 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

### ◆第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画における実績

国の基本指針
目標① 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数316日以上（H30年時点の上位10%の都道府県の水準）
目標② 精神病床の1年以上入院患者数：10.6万人～12.3万人に（H30年度の17.2万人と比べて6.6万人～4.9万人減）
目標③ 退院率：3か月後 69%以上、6か月後 86%以上、1年後 92%以上（H30年度時点の上位10%の都道府県の水準）
本市の考え方
◇上記目標に関する成果目標は、県が設定するため、本市の目標は設定しないものの、退院後の地域生活を継続して支える相談・見守り体制の整備をはじめ、地域生活移行後に対応するための支援体制の充実を図るため、令和2年度に設置した保健・医療・福祉等関係者による協議の場において、情報共有や効果的な取組等について協議します。
成果と課題
◇精神障がい者が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障がい福祉、社会参加、住まい等包括的に確保された体制を構築することを目的とし、「福井地域における精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築推進協議会」を県福井健康福祉センターと共同設置しています。この協議会においては、本市や近隣自治体における現状や課題の整理、各取組について協議を行っています。
◇協議会では、精神保健福祉に従事している支援者を対象とし、資質向上のための研修会や困難事例などの支援に関する事例検討会を行っています。
◇措置入院患者が退院後に病状安定を保ち、安心して生活することができるよう、市保健所と県福井健康福祉センターが早期から医療機関と連携・協力をし、地域で適切な支援が受けられるように調整しています。

◆第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画における目標

国の基本指針	
目標①	精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数 325.3日以上
目標②	精神病床の1年以上入院患者数
目標③	退院率：3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上
本市の目標	
目標①	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを推進するための協議会の開催1回以上
目標②	地域の支援者の資質向上のための研修会・事例検討会の実施回数3回以上
項目	数値
目標① 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを推進するための協議会の開催	1回以上
目標② 地域の支援者の資質向上のための研修会・事例検討会の実施	3回以上
目標設定の考え方	
<p>◇国の基本指針に示される目標について、本市における現状等の把握が難しいことから、県と連携した体制構築や支援者の資質向上に関する目標を設定します。</p> <p>◇「福井地域における精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築推進協議会」を開催し、精神障がい者が、地域の一員として、安心して自分らしい生活ができるよう、本市や近隣自治体における現状や課題の整理、各取組について協議を行います。また、自立支援協議会（地域移行・地域定着部会）とも連携していきます。</p> <p>◇精神保健福祉に従事している職員を対象に、より効果的な研修会及び事例検討会を実施するために、職種や役職に合わせた内容にするなどし、さらなる資質向上を図るとともに、支援者間の連携強化と支援体制の構築を目指します。</p>	



### 3 地域生活支援の充実

#### ◆第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画における実績

国の基本指針		
目標 地域生活支援拠点を確保しつつ、年1回以上運用状況を検証及び検討する		
本市の目標		
目標 地域生活支援拠点を確保しつつ、年1回以上運用状況を検証及び検討する		
項目	数値	実績見込
目標 地域生活支援拠点を確保しつつ運用状況の検証及び検討	1回/年	1回/年
成果と課題		
<p>◇地域生活支援拠点は居住支援のための機能を備えており、障がい者が地域で安心して生活するための支援を行っています。</p> <p>◇地域生活支援拠点ガイドラインを用いて相談支援専門員や受入先となる事業所への周知に努めてきましたが、事業所等アンケート調査によると、地域生活支援拠点を整備していることに関して、42.6%の事業所が知らないと回答しています。</p> <p>◇地域生活支援拠点の整備類型について、令和4年4月からは、基幹相談支援センターに併設していた「多機能拠点整備型」から、多様な障がい種別に対応するため、地域における複数の機関が分担して機能を担う「面的整備型」に変更しました。</p> <p>◇地域生活支援拠点の運用状況について、ワーキンググループを設置し、定期的に協議検討を行っているほか、自立支援協議会の協力を得ながら、年1回以上検証を行っています。</p>		

◆第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画における目標

国の基本指針	
目標①	地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行う
目標②	強度行動障害を有する者に関し、市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める
本市の目標	
目標①	地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行う
目標②	強度行動障がいのある人に関し、本市における支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める
項目	数値
目標① 地域生活支援拠点を確保しつつ運用状況の検証及び検討	1回/年
目標② 令和8年度末の地域生活支援拠点等の設置箇所数	50か所
目標設定の考え方	
<p>◇引き続き、地域生活支援拠点ガイドラインを用いて相談支援専門員や受入先となる事業所への周知を行います。</p> <p>◇拠点登録事業所ミーティングを定期的で開催し、未登録事業所にも参加を呼びかけ、地域生活支援拠点等の理解促進を図るとともに、登録事業所数が増加するよう取り組みます。</p> <p>◇地域生活支援拠点については、整備類型を変更して間もないこともあり、運用状況については、ワーキンググループによる定期的な協議・検討を継続するほか、自立支援協議会の協力を得て、検証や好事例の共有を行うことで、事業所の質の向上に努めます。</p> <p>◇自立支援協議会の協力も得ながら、強度行動障がい児者の支援ニーズの把握なども行い、受け入れに関する課題等を協議・検討することで、受け入れ事業所が増えるなど、支援体制の整備に努めます。</p>	

## 4 福祉施設から一般就労への移行等

### ◆第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画における実績

国の基本指針		
目標① 一般就労への移行者数：令和元年度の1.27倍 うち移行支援事業：1.30倍、就労A型：1.26倍、就労B型1.23倍 目標② 就労定着支援事業利用者：一般就労移行者のうち、7割以上の利用 目標③ 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所：7割以上		
本市の目標		
目標① 一般就労への移行者数：令和元年度の1.1倍 目標② 就労定着支援事業利用者：一般就労移行者のうち、3割の利用 目標③ 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所：7割		
項目	数値	実績見込
令和元年度の一般就労移行実績(雇用調整員の実績含む)	58人	
目標① 令和5年度末における一般就労移行者数	63人	63人
目標② 令和5年度における、就労移行支援事業等を通じて一般就労する移行者の、就労定着支援事業利用率	3割	2割3分
目標③ 就労定着支援事業所の就労定着率が8割以上の事業所	7割	3割3分
成果と課題		
<p>◇就労系サービス事業所や雇用調整員により、一般就労に向けた相談支援、企業開拓や企業との就労内容のマッチング、就労定着に関する支援を行っています。</p> <p>◇事業所等アンケート調査の過去3年間の推移から見ると、就労系サービス事業所における令和5年度の一般就労移行者数は、移行支援20人、就労A型13人、就労B型10人と見込んでいます。また、雇用調整員における令和5年度の一般就労移行者数は20人と見込んでいることから、令和5年度末における一般就労移行者数は合わせて63人と見込んでいます。</p> <p>◇一般就労に移行した実績としては、就労移行支援事業所からの移行が大幅に増加しています。また、一般就労できた利用者のうち、就労定着支援事業を利用した実績を見ても、就労移行支援事業所からの利用が増加しています。</p> <p>◇就労系サービスを通じて一般就労する移行者の就労定着支援事業の利用者数について、過去3年間の推移から見て、令和5年度は10人と見込んでいます。そのため、令和5年度の就労系サービス事業所における一般就労移行者数43人の就労定着支援事業利用率は2割3分と見込んでいます。</p> <p>◇就労定着支援事業所として、令和5年度は3事業所で利用実績があり、うち就労定着率が8割以上の事業所は1事業所で見込んでいます。</p>		

◆第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画における目標

国の基本指針	
目標①	一般就労への移行者数：令和3年度の1.28倍 うち移行支援事業：1.31倍、就労A型：1.29倍、就労B型：1.28倍
目標②	就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上
目標③	就労定着支援事業利用者数：令和3年度末実績の1.41倍
目標④	就労定着率7割以上の就労定着支援事業所：2割5分以上
本市の目標	
目標①	一般就労への移行者数：令和3年度の1.78倍
目標②	就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の7割以上
目標③	就労定着支援事業利用者数：令和3年度末実績の2.40倍
目標④	就労定着率7割以上の就労定着支援事業所：4割以上
項目	数値
令和3年度の一般就労移行実績（雇用調整員の実績除く） うち移行支援事業：6人、就労A型：12人、就労B型：10人	28人
令和3年度における、就労移行支援事業等を通じて 一般就労する移行者のうち、就労定着支援事業利用者実績	5人
目標① 令和8年度末における一般就労移行者数 (うち移行支援事業：22人、就労A型：15人、就労B型：13人)	50人
目標② 令和8年度末における就労移行支援事業利用終了者に占める 一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	7割以上
目標③ 令和8年度末における、就労移行支援事業等を通じて一般 就労する移行者のうち、就労定着支援事業利用者数	12人
目標④ 就労定着支援事業所の就労定着率が7割以上の事業所	4割以上
目標設定の考え方	
◇引き続き、就労系サービス事業所や雇用調整員による一般就労への移行支援を行う 中で、特に就労移行支援事業所における一般就労移行者数が増加するように取り組 みます。	
◇自立支援協議会（就労支援部会）において、一般就労への移行や就労定着に関する 課題の協議・検討を行います。	
◇就学している子どもが、就労系サービスを利用した就労のあり方や一般就労への移 行の流れなど広く情報を知ること、一般就労を見据えたサービス利用に繋げられ るよう、学校と障がい福祉サービス事業所などが早期から連携できる体制整備に努 めます。また、自立支援協議会（就労支援部会、こども部会）においてもこれらの 取組に関する協議を行います。	

## 5 障害児支援の提供体制の整備等

### ◆第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画における実績

国の基本指針		
目標① 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置 目標② 医療的ケア児支援の協議の場（都道府県・圏域・市町村ごと）の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置		
本市の目標		
目標① 児童発達支援センターを3か所設置 目標② 医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置の検討		
項目	数値	実績見込
目標① 令和5年度末までに児童発達支援センターを設置	3か所	2か所
目標② 医療的ケア児支援のための関係機関との協議会の開催及び医療的ケア児等に関するコーディネーター配置の検討	2回/年	2回/年
成果と課題		
<p>◇児童発達支援センターを令和5年度末時点で3か所設置することとしていますが、令和5年度末までで2か所と見込んでいます。</p> <p>◇令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行に伴い、「福井市医療的ケア児（者）支援推進協議会」に名称を変更し、医療的ケア児だけではなく、医療的ケア者も対象に加えました。</p> <p>◇「福井市医療的ケア児（者）支援推進協議会」を年2回開催し、医療的ケア児者が心身の状況に応じた適切な支援を受け地域において安心して生活を営むことができるよう、関係機関との連携調整・情報交換を行い、支援体制の推進に関する協議を行っています。</p>		

◆第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画における目標

国の基本指針	
目標① 児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に1か所以上設置 目標② 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進体制の構築 目標③ 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等の1か所以上の確保	
本市の目標	
目標① 児童発達支援センターを3か所設置 目標② 医療的ケア児等コーディネーターの配置 目標③ 重症心身障がい児型の児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の6か所以上の確保	
項目	数値
目標① 令和8年度末までに児童発達支援センターを設置	3か所
目標② 令和8年度末における本市の医療的ケア児等コーディネーターの配置数	7人
目標③ 重症心身障がい児型の児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	6か所以上
目標設定の考え方	
<p>◇児童発達支援センターの設置数は、既に2か所ありますが、国が示す「人口10万人規模に1か所」となるよう、さらに1か所の設置を目指します。</p> <p>◇児童発達支援センターを地域における中核的な療育支援施設と位置付け、施設の有する専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族からの相談、通所利用の障がい児やその家族に対する支援、障がい児を受け入れている施設への支援、助言を行い質の高いサービスを提供します。</p> <p>◇医療的ケア児等に必要なサービスを総合的に調整し、関係機関へつなぐ役割をもつコーディネーターについて、障がい福祉課に2人、基幹相談支援センター及び地区障がい相談支援事業所に5人配置し、医療的ケア児等が地域において切れ目ない支援を受けることができる体制の構築を行います。</p> <p>◇本市における重症心身障がい児型の児童発達支援事業所は1か所、放課後等デイサービス事業所は4か所あり、医療的ケアを必要とする場合も含めた受入れが行われています。また、重症心身障がい児型以外の事業所でも一部受入れが行われていることから、さらに重症心身障がい児型の事業所が増えるよう努めます。併せて、重症心身障がい児への支援に関する課題は自立支援協議会（こども部会）などを通じて把握し、協議・検討を行っていきます。</p>	



## 6 相談支援体制の充実・強化等

### ◆第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画における実績

国の基本指針		
目標 各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保		
本市の目標		
目標 相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保		
項目	数値	実績見込
目標① 市内の相談支援事業所に対して訪問等を行い、専門的な指導・助言を行う	27事業所/年	26事業所/年
目標② 相談支援事業所に対し、人材育成の研修を開催する	4回/年	4回/年
目標③ 相談支援事業所同士の連携強化の取組を実施する	1回/年 (地区ごと)	1回/年 (地区ごと)
成果と課題		
<p>◇市内の相談支援事業所に対して訪問等を行い、専門的な指導・助言を行うこととしており、毎年、全事業所に対して実施しています。また、令和5年度では全26事業所に行います。</p> <p>◇相談支援事業所に対し、毎年、人材育成の研修を年4回以上開催しており、令和5年度においても年4回開催します。</p> <p>◇地区障がい相談支援事業所が担当エリアごとに相談支援事業所同士の連携強化の取組を年1回実施することとしており、相談支援専門員の知識や技術のスキルアップのため、研修会を企画・運営し、相談支援の質の向上を図っています。</p>		

◆第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画における目標

国の基本指針	
目標① 各市町村において、基幹相談支援センターを設置等 目標② 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等	
本市の目標	
目標① 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化 目標② 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等	
項目	数値
目標① 市内の相談支援事業所への訪問による専門的な指導・助言	市内全事業所
目標② 相談支援事業所に対する人材育成の研修の開催	4回以上/年
目標③ 自立支援協議会（相談支援事業者連絡会）における個別事例の検討	4回以上/年
目標設定の考え方	
<p>◇すべての相談支援専門員の人材育成を図る必要があるため、基幹相談支援センター職員が個別に全事業所を訪問し、現状・課題等の把握やモニタリング検証等の評価を行うなどの指導・助言を行います。</p> <p>◇基幹相談支援センターの事業所訪問を通じて、地域の相談支援専門員が抱えている課題などを集約し、その課題に沿ったテーマの研修を定期的に行うことで、相談支援専門員のスキルアップを図ります。</p> <p>◇自立支援協議会（相談支援事業者連絡会）において、地域生活支援拠点の機能の一つである地域の体制づくりとして、支援困難事例等についての課題検討や情報共有、グループスーパービジョンなどを行うことで、相談支援専門員のスキルアップを図ります。また、個々の事例について情報共有することで地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築を図ります。</p>	



## 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

### ◆第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画における実績

国の基本指針		
目標 各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築		
本市の目標		
目標 サービスの質の向上を図るための体制構築		
項目	数値	実績見込
目標 県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への市職員の参加人数	4名以上/年	7名/年
成果と課題		
<p>◇事業所への実地指導などを適切に行うことでサービスの質の向上に繋げられるよう、県が実施する相談支援従事者初任者研修や障害支援区分認定調査員研修などに市職員が参加しスキルアップを図っています。</p> <p>◇県が実施する研修への参加について、これまでの実績から令和5年度においては7名を見込んでいます。</p> <p>◇県自立支援協議会のネットワーク連絡会に市職員と基幹相談支援センターが参加し、市町の協議会の運営体制などを情報共有することで、市自立支援協議会の体制強化に繋がっています。</p>		

◆第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画における目標

国の基本指針	
目標 各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築	
本市の目標	
目標 サービスの質の向上を図るための体制構築	
項目	数値
目標① サービス提供実績の分析及び事業所等との共有	2回/年
目標② 強度行動障がいに関わる支援者に対する研修の開催	1回/年
目標設定の考え方	
<p>◇障害者自立支援審査支払等システムでの審査結果等を分析してその結果を活用し、自立支援協議会や県自立支援協議会のネットワーク連絡会を通じて、事業所や近隣自治体などと共有することで、サービス量の確保やサービスの質の向上に努めます。</p> <p>◇地域生活支援拠点の機能の一つである人材育成機能等を活用しながら、支援者向けに強度行動障がいに関する研修を行い、専門的な対応ができる人材の養成を図ります。</p>	

## 第4章 障害福祉サービスの見込量（活動指標）

### 1 施設入所者の地域生活への移行等

#### 【実績】

（単位：利用者数 人/月、利用時間 時間/月、利用日数 人日/月）

項 目		R3		R4		R5 見込	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
居宅介護	利用者数	400	364	440	366	480	364
	利用時間	6,400	6,288	6,800	6,347	7,200	6,528
重度訪問介護	利用者数	13	10	15	12	17	14
	利用時間	5,000	4,058	5,700	4,422	6,400	5,880
同行援護	利用者数	50	46	53	47	56	41
	利用時間	750	575	850	568	950	451
行動援護	利用者数	4	8	4	7	4	7
	利用時間	14	131	14	162	14	188
重度障害者等 包括支援	利用者数	0	0	0	0	0	0
	利用時間	0	0	0	0	0	0
短期入所	利用者数	170	104	190	109	210	130
	利用日数	1,300	633	1,600	629	1,900	753
療養介護	利用者数	33	35	33	37	33	40
生活介護	利用者数	750	719	765	717	780	722
	利用日数	14,200	13,878	14,300	13,734	14,400	14,046
施設入所支援	利用者数	335	340	335	337	335	336
自立生活援助	利用者数	15	1	20	1	25	2
共同生活援助（グループホーム）	利用者数	267	314	270	348	273	368
自立訓練 （機能訓練）	利用者数	3	1	3	1	3	1
	利用日数	30	2	30	3	30	21
自立訓練 （生活訓練）	利用者数	60	59	60	62	60	54
	利用日数	1,000	700	1,000	781	1,000	789
就労移行支援	利用者数	60	56	60	56	60	52
	利用日数	1,000	966	1,000	866	1,000	884
就労継続支援 （A型）	利用者数	430	406	430	392	430	366
	利用日数	8,600	8,093	8,600	7,766	8,600	7,495
就労継続支援 （B型）	利用者数	850	850	900	901	950	951
	利用日数	12,800	14,543	13,500	15,390	14,200	16,715
就労定着支援	利用者数	26	21	28	22	30	22
地域移行支援	利用者数	5	1	7	0	9	1
地域定着支援	利用者数	10	4	12	3	14	4
計画相談支援	利用者数	2,600	2,559	2,700	2,603	2,800	2,650

## 現状の分析と課題

- ◇サービス利用の主な対象である障がい者手帳所持者について、合計数としては減少傾向にありますが、療育手帳及び精神障害保健福祉手帳は年々増加傾向にあります。(第2章 **1 2** 記述)
- ◇障害福祉サービス支給決定者数はいずれの障がい種別も年々増加傾向にありますが、5年間の推移では特に精神障がいの比率は最も上がっています。(第2章 **3** 記述)
- ◇居宅介護の利用者数は、ほぼ横ばいとなっていますが、利用時間は、増加しています。また、重度訪問介護の利用者数及び利用時間は、増加傾向にあります。
- ◇居宅介護及び重度訪問介護の利用実績から、一人ひとりの利用者にあった利用時間の確保が求められています。
- ◇同行援護の利用者数は、ほぼ横ばい、利用時間は、減少傾向にあります。また、行動援護の利用者数は、横ばい、利用時間は、増加傾向にあります。
- ◇短期入所は、利用者数及び利用日数ともに増加傾向にあります。また、療養介護の利用者数も増加傾向にあります。
- ◇生活介護は、利用者数及び利用日数ともに令和5年度が最も多くなると見込んでいます。
- ◇施設入所支援の利用者数は、年々減少傾向にあります。また、自立生活援助の利用者数は少ない状況です。
- ◇共同生活援助は、利用者数及び利用日数ともに増加しており、居住の場の一つとして、そのニーズは年々高まっています。
- ◇自立訓練は、機能訓練及び生活訓練ともに利用者数はおおむね横ばいとなっていますが、利用日数は増加しています。
- ◇就労移行支援は、利用者数及び利用日数ともに年度によって増減がありますが、令和5年度の利用日数は増加を見込んでいます。
- ◇就労継続支援(A型)は、利用者数及び利用日数ともに減少している一方で、就労継続支援(B型)は、事業所数の増加に併せて利用者数及び利用日数ともに増加しています。
- ◇就労定着支援の利用者数は、横ばいとなっています。
- ◇地域移行支援及び地域定着支援の利用者は少ない状況です。
- ◇障害福祉サービス利用の増加に伴い、計画相談支援は年々増加しています。

## 【サービス見込量】

(単位：利用者数 人/月、利用時間 時間/月、利用日数 人日/月)

項 目		R6	R7	R8
居宅介護	利用者数	365	365	365
	利用時間	6,550	6,600	6,650
重度訪問介護	利用者数	15	16	17
	利用時間	6,000	6,100	6,200
同行援護	利用者数	41	41	41
	利用時間	450	450	450
行動援護	利用者数	7	8	9
	利用時間	190	195	200
重度障害者等 包括支援	利用者数	0	0	0
	利用時間	0	0	0
短期入所 (福祉型)	利用者数	110	115	120
	利用日数	680	695	710
短期入所 (医療型)	利用者数	22	23	24
	利用日数	80	82	84
療養介護	利用者数	40	40	40
生活介護	利用者数	720	720	720
	利用日数	14,000	14,000	14,000
施設入所支援	利用者数	335	333	330
自立生活援助	利用者数	2	2	2
共同生活援助(グループホーム)	利用者数	390	420	450
自立訓練 (機能訓練)	利用者数	1	1	1
	利用日数	20	20	20
自立訓練 (生活訓練)	利用者数	60	60	60
	利用日数	780	780	780
就労選択支援 【新】	利用者数	0	5	10
	利用日数	0	85	170
就労移行支援	利用者数	60	65	70
	利用日数	1,000	1,100	1,200
就労継続支援 (A型)	利用者数	400	400	400
	利用日数	7,800	7,800	7,800
就労継続支援 (B型)	利用者数	960	970	980
	利用日数	16,700	16,800	16,900
就労定着支援	利用者数	25	27	30
地域移行支援	利用者数	2	2	2
地域定着支援	利用者数	5	5	5
計画相談支援	利用者数	2,680	2,710	2,740

## サービス確保のための方策

- ◇障がい者手帳所持者及び障害福祉サービス支給決定者数の状況から、今後も精神障がい者を理由とした利用者数が増加することが見込まれます。
- ◇居宅介護及び重度訪問介護の利用者数は、横ばい又は微増を見込んでおり、重度障がい者などの一人ひとりの利用者に応じた利用時間の確保が必要とされます。
- ◇同行援護は、横ばいを見込んでいます。また、行動援護は、行動障がいを有する方への支援として、利用者数及び利用時間ともに微増を見込んでいます。
- ◇居宅生活における課題について、自立支援協議会（居宅生活支援部会）などの協力を得ながら、解決に向けた取組が図られるように努めます。
- ◇短期入所は、家族のレスパイトなどの支援も含めて、利用者数及び利用日数ともに増加を見込んでいます。
- ◇療養介護の利用者数は横ばいを見込んでいます。また、生活介護の利用者数及び利用日数ともに横ばいを見込んでいます。
- ◇施設入所支援の利用者数は、地域移行を推進することで年々減少することを見込んでいます。
- ◇共同生活援助は、障がい者の居住の場の一つとして、ニーズは年々高まっており、新規事業所も増加しています。また、施設入所者や長期入院患者の地域生活への移行先の一つとしても円滑に受け入れが進むよう、自立支援協議会（地域移行・地域定着部会）などの協力を得ながら、適切な住まいの確保に努めます。
- ◇自立訓練は、利用者数及び利用日数ともに横ばいを見込んでいます。
- ◇令和6年4月1日から新たなサービスとして就労選択支援が開始される予定であり、令和7年10月以降においては就労継続支援（B型）の新規利用者は原則として、就労選択支援を利用することとなります。
- ◇就労系サービスは、引き続き就労継続支援（B型）の増加が見込まれますが、一般就労への移行に向けた支援を促進する必要があるため、自立支援協議会（就労支援部会）などの協力を得ながら、福祉的就労に関する課題検討や就労移行支援の利用促進などに取り組んでいきます。
- ◇障害福祉サービス利用に必要な計画相談支援について、今後も増加が見込まれますが、相談支援を通して利用者一人ひとりに応じた適切なサービス提供量を確保するため、相談支援専門員のスキルアップを図ります。
- ◇今後も障がい者が住み慣れた地域で安定した生活を送ることができるよう、自立支援協議会等の協力を得ながら、地域におけるさまざまな課題を把握し、支援体制の構築や必要なサービス提供量の確保に努めます。

## 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

### 【実績】

項 目		R3	R4	R5
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数		0回	0回	1回
保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数	保健	-	-	5人
	医療（精神科のみ）	-	-	5人
	福祉	-	-	6人
	家族会ほか	-	-	2人
	合計	-	-	18人
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数		1回	1回	1回

(単位：利用者数 人/月)

項 目		R3	R4	R5 見込
精神障がい者の自立生活援助	利用者数	1	0	0
精神障がい者の共同生活援助（グループホーム）	利用者数	94	117	135
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）	利用者数	42	41	40
精神障がい者の地域移行支援	利用者数	0	0	1
精神障がい者の地域定着支援	利用者数	0	0	0

### 現状の分析と課題

- ◇保健、医療・福祉関係者による協議の場は、令和2年度に県と合同で設置しましたが、コロナの影響により会議自体は開催できず、令和5年度に初の開催となりました。
- ◇入院医療中心から地域生活中心へ移行するための支援としては、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援がありますが、利用者数は少ない状況です。
- ◇安定した地域生活を送るための障害福祉サービスとして、共同生活援助による居住支援や自立訓練（生活訓練）による通所支援もあり、共同生活援助は利用者数が年々増加しています。



**【サービス見込量】**

項 目		R6	R7	R8
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数		1回	1回	1回
保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数	保健	-	-	5人
	医療（精神科のみ）	-	-	5人
	福祉	-	-	6人
	家族会ほか	-	-	2人
	合計	-	-	18人
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数		1回	1回	1回

(利用者数 人/月)

項 目		R6	R7	R8
精神障がい者の自立生活援助	利用者数	2	2	2
精神障がい者の共同生活援助（グループホーム）	利用者数	150	160	170
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）	利用者数	45	45	45
精神障がい者の地域移行支援	利用者数	1	1	1
精神障がい者の地域定着支援	利用者数	3	4	5

**サービス確保のための方策**

- ◇協議の場については、引き続き県と協力しながら、地域課題についての協議や解決に向けての取組を行っていきます。
- ◇自立支援協議会（地域移行・地域定着部会）においても、地域生活への移行が進まない理由や課題に関する協議を行っているため、連携を図りながら支援体制の整備に努めていきます。



### 3 地域生活支援の充実

#### 【実績】

項 目	R3	R4	R5
地域生活支援拠点等の設置箇所数	1 箇所	34 箇所	44 箇所
コーディネーターの配置人数	1 人	49 人	58 人
地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数	0 回	1 回	1 回

#### 現状の分析と課題

- ◇地域生活支援拠点は居住支援のための機能を備えており、障がい者が地域で安心して生活するための支援を行っています。
- ◇地域生活支援拠点ガイドラインを用いて相談支援専門員や受入先となる事業所への周知に努めてきましたが、事業所等アンケート調査によると、地域生活支援拠点を整備していることに関して、42.6%の事業所が知らないと回答しています。
- ◇令和3年度までは多機能拠点整備型で整備していたため、基幹相談支援センター職員1名をコーディネーターとして配置していました。令和4年4月からは面的整備型に変更し、拠点登録事業所と委託相談支援事業所の相談員をコーディネーターとして配置しています。
- ◇地域生活支援拠点の運用状況について、ワーキンググループを設置し、定期的に協議検討を行っているほか、自立支援協議会の協力を得ながら、年1回以上検証を行っています。

**【サービス見込量】**

項 目	R6	R7	R8
地域生活支援拠点等の設置箇所数	46 か所	48 か所	50 か所
コーディネーターの配置人数	60 人	62 人	64 人
地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数	1 回	1 回	1 回

**サービス確保のための方策**

- ◇相談機能を担う拠点登録事業所が増加するよう拠点登録事業所ミーティングを定期的  
的に開催し、未登録事業所にも参加を促します。
- ◇引き続き地域生活支援拠点ガイドラインを用いて相談支援専門員や受入先となる事  
業所への周知を行うほか、自立支援協議会の協力を得ながら更なる周知に努めます。
- ◇地域の関係機関が集まる自立支援協議会の協力を得ながら、年1回以上検証を行  
います。

## 4 発達障害者等に対する支援

### 【実績】

項 目	R3	R4	R5
発達障害者地域支援協議会の開催回数	県が実施		
発達障害者支援センターによる相談支援の件数			
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数			
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数			
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数			
ペアレントメンターの人数			
ピアサポートの活動への参加人数			

### 現状の分析と課題

- ◇県発達障がい者地域支援協議会に自治体担当が出席し、地域における発達障害者の課題について情報共有を図るとともに、支援体制の整備状況や発達障害支援センターの活動状況等について確認し、地域の実情に応じた体制整備について情報共有を行っています。
- ◇地域活動支援センターなどで行われるピアサポートを通して社会性を養うとともに、不登校やひきこもりなどの二次障がいを防止しています。

**【サービス見込量】**

項 目	R6	R7	R8
発達障害者地域支援協議会の開催回数	県が実施		
発達障害者支援センターによる相談支援の件数			
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数			
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数			
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数			
ペアレントメンターの人数			
ピアサポートの活動への参加人数			

**サービス確保のための方策**

- ◇今後も県発達障がい児者地域支援協議会に出席することで、医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関と連携し、福井市における乳児期から成人期までの一貫した支援体制のあり方について検討し、発達障がい児（者）の福祉の増進を図れるように努めます。
- ◇発達障害支援センターによる相談窓口のほか、発達障がい相談事業所において発達障がい児者等や家族、または支援者等からの日常生活に関わる様々なことの相談、助言ならびに情報提供に努めます。
- ◇福井県発達障がい児者支援センターが行うペアレントメンター派遣事業を見守り発達支援センター機能強化事業の中で活用し、発達障がいのある子どもを育てた親御さんが自らの体験を通して、専門家にはできない寄り添いや当事者視点での情報提供を継続的に行います。
- ◇障害福祉サービス等が多様化する中で、ピアサポートの活動を必要とするサービス提供が重要であることから、発達障がい児者の個々の特性にあった障害福祉サービスの提供に努めます。

## 5 障害児支援の提供体制の整備等

### 【実績】

(単位：利用者数 人/月、利用時間 時間/月、利用日数 人日/月)

項 目		R3		R4		R5 見込	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
児童発達支援	利用者数	127	151	128	148	129	155
	利用日数	645	759	650	751	655	820
放課後等 デイサービス	利用者数	750	661	900	722	1,100	740
	利用日数	9,000	7,322	11,500	7,315	15,000	7,400
保育所等 訪問支援	利用者数	35	30	45	49	55	55
	利用日数	45	44	60	66	75	65
居宅訪問型 児童発達支援	利用者数	1	1	1	1	1	1
	利用日数	5	2	5	2	5	2
医療型 児童発達支援	利用者数	0	0	0	0	0	0
	利用日数	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	利用者数	950	921	1,100	963	1,250	1,010

### 現状の分析と課題

- ◇障害児通所支援については、医療型と居宅訪問型の児童発達支援以外はすべてにおいて利用者数及び利用日数ともに増加しています。
- ◇障がい児が、園や学校、放課後児童クラブなどの地域で安心して生活できるための支援はますます推進されていくことから、保育所等訪問支援のニーズがより一層高まると見込んでいます。
- ◇早期の療育により地域社会への参加が促進される必要もあることから、児童発達支援の利用者数、利用日数が増えることで、放課後児童クラブ等の地域で生活する児童の割合が増えることが期待されます。

**【サービス見込量】**

単位：利用者数 人/月、利用時間 時間/月、利用日数 人日/月

項 目		R6	R7	R8
児童発達支援	利用者数	160	175	190
	利用日数	850	900	950
放課後等 デイサービス	利用者数	760	770	780
	利用日数	7,450	7,500	7,550
保育所等 訪問支援	利用者数	70	85	100
	利用日数	85	100	120
居宅訪問型 児童発達支援	利用者数	1	1	1
	利用日数	2	2	2
医療型 児童発達支援	利用者数	0	0	0
	利用日数	0	0	0
障害児相談支援	利用者数	1,050	1,080	1,100

項 目	R6	R7	R8
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整する コーディネーターの配置人数	3人	5人	7人

サービス確保のための方策
<p>◇子ども・子育てに関する部局や教育委員会などと連携し、障がい児の地域社会への参加・包括（インクルージョン）推進体制の構築を推進することで、障がい児が園や学校、放課後児童クラブなどの地域において生活できるように努めます。</p> <p>◇自立支援協議会（こども部会）などを通じて、障がい児に関する地域課題等を把握し、解決に向けて取り組みます。</p> <p>自立支援協議会（相談支援事業者連絡会）や基幹相談支援センターの人材育成研修を行い、既存の相談支援専門員のスキルアップや相談支援専門員間の連携強化を図り、早期療育や地域社会への参加・包括（インクルージョン）推進の重要性を理解することで、必要とされるサービス量の確保に努めます。</p>

## 6 相談支援体制の充実・強化等

### 【実績】

項 目	R3	R4	R5
基幹相談支援センターの設置	有	有	有
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	24 件	26 件	26 件
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	4 件	6 件	6 件
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	22 回	23 回	24 回
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	4 回	5 回	4 回

### 現状の分析と課題

- ◇市内の相談支援事業所に対して訪問等を行い、専門的な指導・助言を行うこととしており、毎年、全事業所に対して実施しています。また、令和5年度では全26事業所に行っています。
- ◇相談支援事業所に対し、毎年、人材育成の研修を年4回以上開催しており、令和5年度においても年4回開催しています。
- ◇基幹相談支援センターが地区障がい相談支援事業所、発達障がい相談支援事業所を集め、月1回委託ミーティングを開催し、委託相談支援事業所間の連携強化を図っています。また、委託相談支援事業所と主任相談支援専門員で構成する相談ミーティングを月1回開催し、地域課題の検討を行っています。
- ◇自立支援協議会（相談支援事業者連絡会）にてグループスーパービジョンを用いて、個別事例の検討を行い、相談支援専門員のスキルアップを図っています。そのほか、自立支援協議会（相談支援事業者連絡会）で支援困難事例の検討内容の情報共有を行い、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や地域の社会資源の連携体制の構築を図っています。

### 【サービス見込量】

項 目	R6	R7	R8
基幹相談支援センターの設置	有	有	有
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	26 件	26 件	26 件
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	4 件	4 件	4 件
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	24 回	24 回	24 回
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	4 回	4 回	4 回

### サービス確保のための方策

- ◇すべての相談支援専門員の人材育成を図る必要があるため、基幹相談支援センター職員が個別に全事業所を訪問し、現状・課題等の把握やモニタリング検証等の評価を行うなどの指導・助言を行います。
- ◇基幹相談支援センターの事業所訪問を通じて、地域の相談支援専門員が抱えている課題などを集約し、その課題に沿ったテーマの研修を定期的で開催することで、相談支援専門員のスキルアップを図ります。
- ◇自立支援協議会（相談支援事業者連絡会）において、地域生活支援拠点の機能の一つである地域の体制づくりとして、支援困難事例等についての課題検討や情報共有、グループスーパービジョンなどを行うことで、相談支援専門員のスキルアップを図ります。また、個々の事例について情報共有することで地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築を図ります。



## 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

### 【実績】

項 目	R3	R4	R5
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数	7人	8人	10人
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析し、その結果を事業所と共有・活用する体制の有無及びそれに基づく共有回数	無 0回	無 0回	無 0回
指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業所等に対する指導監査の適正な実施とその結果を事業所と共有・活用する体制の有無及びそれに基づく共有回数	有 1回	有 1回	有 2回

### 現状の分析と課題

- ◇県が実施する相談支援従事者初任者研修や障害支援区分認定調査員研修などに参加し、職員のスキルアップを図ることで、事業所に対する適切な指導助言を行いました。
- ◇指定障害福祉サービス事業所及び指定障害児通所支援事業所等に対する指導監査の適正な実施とその結果を事業所と共有・活用する研修会を行うことで、障害福祉サービスの質の確保に繋げてきました。また、新規事業所を対象に研修会を開催しました。

### 【サービス見込量】

項 目	R6	R7	R8
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数	12人	12人	12人
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析し、その結果を事業所と共有・活用する体制の有無及びそれに基づく共有回数	有 1回	有 1回	有 1回
指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業所等に対する指導監査の適正な実施とその結果を事業所と共有・活用する体制の有無及びそれに基づく共有回数	有 2回	有 2回	有 2回

### サービス確保のための方策

- ◇県が実施する相談支援従事者初任者研修や障害支援区分認定調査員研修だけでなく、県以外が実施する研修にも積極的に参加し、職員のスキルアップを図ることで、事業所に対する適切な指導助言に取り組めます。
- ◇障害者自立支援審査等システムでの審査結果を分析し、その結果を各事業所に共有・指導することで自立支援給付等の適正な支給に繋がっていきます。
- ◇引き続き、指定障害福祉サービス事業所及び指定障害児通所支援事業所等に対する指導監査の適正な実施とその結果を事業所と共有・活用する研修会を行うことで、障害福祉サービスの質の確保に努めます。
- ◇社会保険労務士や各サービス管理責任者などの実務経験者を対象として研修会を行うことで、事業所職員の処遇改善や業務効率化を通じて、更なる障害福祉サービスの質の向上に努めます。

## 【サービスの概要】

### 居宅介護

入浴、排泄、食事の介護など、居宅での生活全般にわたる介護を行う。

### 重度訪問介護

重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、居宅での生活全般にわたる介護のほか、外出時の移動の支援を行う。

### 同行援護

重度の視覚障がいにより移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行う。

### 行動援護

知的障がいや精神障がいにより常時介護を要する人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の支援などを行う。

### 重度障害者等包括支援

介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護などの福祉サービスを包括的に提供する。

### 短期入所

自宅で介護を行う人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、短期間の宿泊を伴う入所施設で、入浴、排泄、食事の介護などを行う。

### 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行う。

### 生活介護

常に介護が必要とする人に、施設において、入浴、排泄、食事の介護や創作的活動などの機会を提供する。

### 施設入所支援

施設に入所している人に、入浴、排泄、食事の介護を行う。

### 自立生活援助

障害者支援施設等から地域に移り一人暮らしをする方に対して、定期的な巡回訪問などにより支援を行う。

### 共同生活援助（グループホーム）

共同生活する住居において、世話人等が必要な支援を行う。

### 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行う。

### 就労選択支援【新】

就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択をすることで、障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう支援する。

### **就労移行支援**

企業で働くことを希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練を行う。

### **就労継続支援（A型…雇用型・B型…非雇用型）**

企業で働くことが困難な人に、就労の機会や生産活動その他の活動の機会を提供し、知識や能力の向上のための訓練を行う。

### **就労定着支援**

企業等に新たに雇用された人に対して、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、一定期間、事業所・家族との連絡調整などを行う。

### **地域移行支援**

入所施設や精神科病院に入所・入院をしている障がいのある人に対し、地域生活の準備のための外出への同行や相談などの支援を行う。

### **地域定着支援**

居家で一人暮らしをしている障がいのある人等に対し、夜間も含む緊急時における連絡、相談などの支援を行う。

### **計画相談支援**

障害福祉サービスの利用のための連絡・調整、利用計画の作成、モニタリングなどを行う。

### **児童発達支援**

障がいのある未就学の子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行う。

### **放課後等デイサービス**

放課後や休業日に支援が必要な就学している障がいのある子どもに対し、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流を促進するなどの支援を行う。

### **保育所等訪問支援**

障がいのある保育所等に通う子どもに対し、訪問により保育所等における集団生活への適応のための専門的な支援を行う。

### **居宅訪問型児童発達支援**

重度の障がい等により外出が著しく困難な障がいのある子どもに対し、居宅を訪問して支援を行う。

### **医療型児童発達支援**

肢体に不自由のある未就学の子どもに対し、児童発達支援及び治療を行う。

### **障害児相談支援**

障害児相談支援事業所が行う障害児通所支援等の利用のための連絡・調整、利用計画の作成、モニタリングなどを行う。

## 第5章 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効果的・効率的に実施するものです。

地域生活支援事業には、必須事業と市町村の判断で実施することができる任意事業、地域の実情に応じて実施することができる市町村地域生活支援促進事業・特別促進事業があります。

### 1 必須事業

#### 【実績】

事業名		R3	R4	R5 見込
(1) 理解促進研修・啓発事業 (実施の有無)	計画	有	有	有
	実績	有	有	有
(2) 自発的活動支援事業 (実施の有無)	計画	無	無	無
	実績	無	無	無
(3) 相談支援事業				
①障害者相談支援事業 (実施箇所数)	計画	6	6	6
	実績	5	5	5
基幹相談支援センター (設置の有無)	計画	有	有	有
	実績	有	有	有
基幹相談支援センター等 機能強化事業 (実施の有無)	計画	有	有	有
	実績	有	有	有
(4) 成年後見制度利用支援事業 (実利用者数) (人)	計画	35	40	45
	実績	19	17	20
(5) 成年後見制度法人後見支援事業 (実利用者数) (人)	計画	0	0	0
	実績	0	0	0
(6) 意思疎通支援事業				
①手話通訳者・要約筆記者 派遣事業 (件)	計画	520	530	540
	実績	900	771	700
②手話通訳者設置事業 (設置者数) (人)	計画	0	0	0
	実績	0	0	0
③盲ろう者向け通訳介助員派遣事業 (設置者数) (人)	計画	0	0	0
	計画	0	0	0
(7) 日常生活用具給付等事業				
①介護・訓練支援用具 (件)	計画	24	24	24
	実績	19	24	24
②自立生活支援用具 (件)	計画	44	44	44
	実績	50	38	32
③在宅療養等支援用具 (件)	計画	44	44	44
	実績	37	38	24

事業名		R3	R4	R5 見込
(7) 日常生活用具給付事業				
④情報・意思疎通支援用具（件）	計画	67	67	67
	実績	49	75	73
⑤排泄管理支援用具（件）	計画	5,717	5,717	5,717
	実績	5,577	6,071	5,784
⑥居宅生活動作補助用具（件）	計画	3	3	3
	実績	4	2	4
(8) 手話奉仕員養成研修事業 （修了者数）（人）	計画	30	40	50
	実績	51	49	49
(9) 盲ろう者向け通訳介助員養成研修事業 （修了者数）（人）	計画	0	0	0
	実績	0	0	0
(10) 移動支援事業 上段：実利用者数（人） 下段：延利用時間数（時間）	計画	139	143	147
	実績	129	132	135
	計画	10,420	10,520	10,630
	実績	11,633	11,142	11,500
(11) 地域活動支援センター機能強化事業 上段：実施箇所数（か所） 下段：実利用者数（人）	計画	4	4	4
	実績	4	4	4
	計画	255	265	280
	実績	216	232	241

【見込量】

事業名	R6	R7	R8
(1) 理解促進研修・啓発事業 (実施の有無)	有	有	有
(2) 自発的活動支援事業 (実施の有無)	無	無	無
(3) 相談支援事業			
①障害者相談支援事業 (実施箇所数)	5	5	5
②基幹相談支援センター 上段：設置の有無 下段：機能強化事業 (実施の有無)	有	有	有
	有	有	有
(4) 成年後見制度利用支援事業 (実利用者数) (人)	25	30	35
(5) 成年後見制度法人後見支援事業 (実利用者数) (人)	0	0	0
(6) 意思疎通支援事業			
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業 (件)	800	800	800
②手話通訳者設置事業 (設置者数) (人)	0	0	0
③盲ろう者向け通訳介助員派遣事業 (設置者数) (人)	0	0	0
(7) 日常生活用具給付等事業			
①介護・訓練支援用具 (件)	25	25	25
②自立生活支援用具 (件)	35	35	35
③在宅療養等支援用具 (件)	40	40	40
④情報・意思疎通支援用具 (件)	70	70	70
⑤排泄管理支援用具 (件)	6,000	6,000	6,000
⑥居宅生活動作補助用具 (件)	5	5	5
(8) 手話奉仕員養成研修事業 (修了者数) (人)	40	40	40
(9) 盲ろう者向け通訳介助員養成研修事業 (修了者数) (人)	0	0	0
(10) 移動支援事業 上段：実利用者数 (人) 下段：延利用時間数 (時間)	140	140	140
	12,000	12,000	12,000
(11) 地域活動支援センター事業 (機能強化事業含む) 上段：実施箇所数 (か所) 下段：実利用者数 (人)	4	4	4
	250	260	270

## 【本市の考え方】

### (1) 理解促進研修・啓発事業

小学生に対して心のバリアフリー教室を、市民に対して手話講座等を実施し、障がいや障がい者に対する理解促進に継続して取り組みます。

講座等の内容については、学校や障がい者団体から意見をいただき、より効果的になるよう検討します。

### (2) 自発的活動支援事業

地域生活支援事業の必須事業とされていますが、現時点では、本市では実績がなく、相談もないため実施見込みはありません。

今後、障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動への支援について検討します。

### (3) 相談支援事業

#### ①障害者相談支援事業

地区障がい相談支援及び発達障がい相談支援事業を市内法人へ委託し継続して実施します。

地域包括支援センターや民生児童委員等と連携を図り、潜在的な要支援者の把握に努めます。

#### ②基幹相談支援センター機能強化事業

市内2法人に基幹相談支援センター事業と発達障がい相談支援事業をそれぞれ委託しており、今後も継続して相談支援事業所ほか関係機関と連携しながら人材育成等を強化していきます。

また、相談支援の中核的機関として、地区相談支援センターの困難事例への助言や関係機関の調整など問題解決に向けた支援を行います。

### (4) 成年後見制度利用支援事業

実績件数も相談件数も増加しているため、毎年5人の増加を見込んでいます。

また、成年後見制度の普及啓発のため、市民向けの講演会を実施し、制度利用を促進します。ふくい嶺北成年後見センターにおいても、普及啓発や利用支援を行います。

### (5) 成年後見制度法人後見支援事業

現在のところ、本市では実績がなく相談もないため、実施見込みはありません。

今後、広域中核機関である、ふくい嶺北成年後見制度利用促進連携協議会の中で、法人後見機能についても検討します。



(6) 意思疎通支援事業	
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	対象者の高齢化に伴い、医療及び介護に係る意思疎通支援者派遣のニーズの増加が考えられます。 手話通訳者が不足している現状を踏まえ、手話奉仕員養成講座を継続して開催し、人材確保と育成に努めます。
②手話通訳者設置事業	聴覚に障がいのある方への情報保障は、手話通訳士の職員が対応していることから、今後の設置については考えていません。
③盲ろう者向け通訳介助員派遣事業	触手話や指点字等、専門性の高い特別なコミュニケーション技術が必要となるため、当面は県が継続して実施します。

(7) 日常生活用具給付等事業
給付対象者の推移を考慮し、今後も同程度の件数を見込んでいます。 日常生活に必要な用具については、開発、供給状況や給付対象者の必要を考慮しながら、新たな用具の給付も検討します。

(8) 手話奉仕員養成研修事業
3通りのコースを設定するとともに、市民の受講しやすい日程や会場を選定して、受講者の増加を図ります。

(9) 盲ろう者向け通訳介助員養成研修事業
触手話や指点字等、専門性の高い特別なコミュニケーション技術が必要となるため、当面は県が継続して実施します。

(10) 移動支援事業
今後も横ばいで推移すると見込んでいます。外出が困難な障がい児者の地域での自立生活や社会参加を図るため、支援を継続して行います。

(11) 地域活動支援センター事業（機能強化事業含む）
4事業所に委託して実施しており、今後も同様の体制を維持し、個別相談支援や日常生活訓練等の提供を行い、福祉サービスの利用継続が困難な人などの自立のきっかけとなるような支援の充実に努めます。

## 2 任意事業

### 【実績】

事業名		R3	R4	R5 見込
(1) 日常生活支援事業				
①訪問入浴サービス事業 (実利用者数)	計画	11	11	11
	実績	9	8	8
②日中一時支援事業 (実利用者数)	計画	160	150	140
	実績	132	110	125
③地域移行のための安心生活支援事業 (実施の有無)	計画	有	有	有
	実績	有	無	無
④児童発達支援センター機能強化事業 (実施箇所数)	計画	1	2	2
	実績	1	1	1
(2) 社会参加支援事業				
①レクリエーション活動支援事業 上段：スポーツ教室開催回数 下段：スポーツイベント開催事業 (実施の有無)	計画	12	12	12
	実績	9	12	12
	計画	有	有	有
	実績	有	有	有
②点字・声の広報等発行事業 (実施の有無)	計画	有	有	有
	実績	有	有	有

### 【見込量】

事業名		R6	R7	R8
(1) 日常生活支援事業				
①訪問入浴サービス事業 (実利用者数)		8	8	8
②日中一時支援事業 (実利用者数)		120	120	120
③地域移行のための安心生活支援事業 (実施の有無)		無	無	無
④児童発達支援センター機能強化事業 (実施箇所数)		※児童虐待防止対策等 総合支援事業に移行		
(2) 社会参加支援事業				
①レクリエーション活動支援事業 上段：スポーツ教室開催回数 下段：スポーツイベント開催事業 (実施の有無)		12	12	12
		有	有	有
②点字・声の広報等発行事業 (実施の有無)		有	有	有

## 【本市の考え方】

(1) 日常生活支援事業	
①訪問入浴サービス事業	<p>利用者数は減少傾向ではありますが、新規利用を想定し、現状維持を見込んでいます。</p> <p>サービスを提供できる事業所が限られているため、介護保険事業所に事業実施を依頼し、サービスの確保に努めます。</p>
②日中一時支援事業	<p>障害児通所支援の充実や就労継続支援への移行により、利用者数は減少傾向ではありますが、新規利用を想定し、現状維持を見込んでいます。</p> <p>障がい者を日常的に介護している家族の就労支援とレスパイトを確保するため、継続して支援を行います。</p>
③地域移行のための安心生活支援事業	<p>令和3年度まで1法人に委託して実施していましたが、令和4年度からは、地域生活支援拠点の整備類型変更に伴い、実施見込みはありません。</p> <p>地域生活支援拠点の整備類型を事業所全体で支える面的整備型に変更しており、障がいのある人が地域で安心して生活していけるよう、運用状況については定期的に検証します。</p>
④児童発達支援センター機能強化事業	<p>現在、1法人に委託し、発達が気になる児童やその家族からの相談支援等を行っており、今後も事業を継続していきます。</p> <p>また、委託先として適当な法人の掘り起こしを行い、市内の児童発達支援センター2か所に機能強化事業を委託して実施することを検討します。</p>
(2) 社会参加支援事業	
①レクリエーション活動等支援事業	<p>障がい者スポーツの普及と障がいのある方の社会参加を促進するため、体験教室及びスポーツ大会等を継続して実施します。</p> <p>体験教室等では多くの方の参加を促せるよう、種目や開催方法について検討します。また、スポーツ大会では、年代や障がいの有無にかかわらずより多くの方が参加し交流が図れるよう検討します。</p>
②点字・声の広報等発行事業	<p>視覚障がいのある人に市政情報を提供するため、継続して実施します。</p> <p>毎月1回の「声の市政だより」、年4回の「声の市議会だより」を発行し、情報入手が困難な視覚障がいのある人へ情報を提供します。</p>

### 3 市町村地域生活支援促進事業

#### 【実績】

事業名		R3	R4	R5 見込
(1) 障がい者虐待防止対策支援事業 (実施の有無)	計画	有	有	有
	実績	有	有	有
(2) 医療的ケア児等総合支援事業 (実施の有無)	計画	有	有	有
	実績	有	有	有
(3) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業 (実施の有無)	計画	有	有	有
	実績	無	無	有

#### 【見込量】

事業名	R6	R7	R8
(1) 障がい者虐待防止対策支援事業 (実施の有無)	有	有	有
(2) 医療的ケア児等総合支援事業 (実施の有無)	※児童虐待防止対策等 総合支援事業に移行		
(3) 精神障害にも対応した地域包括 ケアシステムの構築推進事業 (実施の有無)	有	有	有

#### 【本市の考え方】

##### (1) 障がい者虐待防止対策支援事業

現在、虐待防止センターを1法人に委託し、24時間体制で虐待の通報受付や相談対応を行うほか、被虐待者の一時保護のための居室の確保、普及啓発を行っており、今後も事業を継続していきます。

##### (2) 医療的ケア児等総合支援事業

医療的ケア児者の情報を一元化し支援体制を整備するため、庁内関係所属で構成された庁内連絡会を設置しました。また、医療的ケア児者の支援をコーディネートする医療的ケア児等コーディネーターの研修に2名が受講しました。

今後は、地区障がい相談支援事業所、基幹相談支援センター、指定障がい児相談支援事業所にコーディネーターを1名配置できるよう取り組みます。

##### (3) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

コロナ禍で3年間開催できなかった「福井地域における精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築推進協議会」を初めて開催しました。保健・医療・福祉関係者で構成されるこの協議会で、措置入院した者の退院時期を県健康福祉センターが把握し、退院前から市保健所が中心となって地域移行に向けた支援に取り組むことになりました。

今後も協議会の枠組みの中で、支援体制を推進します。

## 4 特別促進事業

### 【実績】

事業名		R3	R4	R5 見込
(1) ことばの教室 (実施の有無)	計画	有	有	有
	実績	有	有	有

### 【見込量】

事業名	R6	R7	R8
(1) ことばの教室 (実施の有無)	有	有	有

### 【本市の考え方】

(1) ことばの教室
<p>現在、申込受付等業務を1法人に委託し、それ以外の業務については協働事業として実施中です。</p> <p>今後も、就学前の幼児に対して、医療機関受診までの期間の療育支援を行います。また、発達障がい等の疑いがある幼児とその保護者に特性理解を進め、スムーズな医療機関受診や早期療育の開始、福祉サービスの利用に繋がります。</p>

## 【事業の概要】

### 理解促進研修・啓発事業

市民に対して、障がいや障がい者に対する理解を深めるための研修や啓発を行います。

### 自発的活動支援事業

精神障がい者及びその家族等の団体が行う精神障がい者の社会復帰に関する活動の情報提供等及び精神障がい者に対するボランティア活動の支援を行います。

### 障がい者相談支援事業

障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等や権利擁護のための必要な援助を行います。

### 基幹相談支援センター等機能強化事業

基幹相談支援センターに特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置し、事業者に対する指導・助言、人材育成の支援等を行い、地域における相談支援機能の強化を図ります。

### 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる重度の知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援します。

### 成年後見制度法人後見支援事業

後見等の業務を適正に行う法人を確保できる体制を整備します。

### 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚障がい者並びに音声及び言語機能障がい者に対し、手話奉仕員、手話通訳者、要約筆記者、要約筆記者の派遣を行います。

### 手話通訳者設置事業

障がい福祉課に手話通訳を設置し、来庁者の窓口での申請等を支援します。

### 盲ろう者向け通訳介助員派遣事業

盲ろう者に対し、自立と社会参加を図るため、通訳・介助員を派遣します。

### 日常生活用具給付等事業

重度の身体・知的・精神障がい者、難病患者等に対し、特殊寝台、入浴補助用具や電気式たん吸引器等の日常生活用具等を給付します。

### 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者等との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

### 盲ろう者向け通訳介助員養成研修事業

聴覚障がい者の日常生活や社会生活の支援のため、日常会話程度の手話ができる手話奉仕員の養成研修を行います。

### 移動支援事業

移動の困難な障がい者に対して、地域での自立生活や社会参加を促すため、外出の際の移動を支援します。

### **地域活動支援センター機能強化事業**

障がい者が地域で自立した生活を送れるよう、創作的活動、生産活動、日常生活訓練等の機会を提供します。

### **訪問入浴サービス事業**

居宅において入浴することが困難な障がい者に対し、訪問による入浴サービスを提供します。

### **日中一時支援事業**

障がい者の日中における活動の場を確保し、家族の就労及び一時的な休息を支援します。

### **地域移行のための安心生活支援事業**

地域移行のための相談や関係機関とのコーディネート、地域生活体験の場の提供、普及啓発を行います。

### **児童発達支援センター機能強化事業**

柔軟な相談対応による早期支援やきめ細やかな不登校児支援など障がいのある児童や保護者への対応を強化します。

### **レクリエーション活動支援**

障がい者スポーツの普及拡大を目指し、障がい児者スポーツ教室等を開催します。

### **点字・声の広報等発行事業**

市政広報・市議会だよりを音訳し、CDに録音して視覚障がい者に提供します。

### **障がい者虐待防止対策支援事業**

障がい者虐待防止センター業務の実施、被虐待者の一時保護のための居室の確保、普及啓発を行います。

### **医療的ケア児総合支援事業**

医療的ケア児支援協議の場において、保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関との連絡調整、情報共有等を行います。

### **精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業**

精神障がい者が地域生活を継続することができるよう、協議の場を通じて、保健・医療・福祉等の関係者間の相互理解を促進し、地域生活移行後の支援体制の充実を図ります。

### **ことばの教室**

ことばの教室を設置し、言語聴覚士等による専門的な療育・相談を通して支援を行います。

## 1 事業所アンケート調査の結果

### (1) 調査の目的

施設入所者等の地域生活への移行や福祉施設利用者の一般就労への移行など、実績を把握し、第7期福井市障がい福祉計画・第3期福井市障がい児福祉計画の策定に係る基礎資料とする。

### (2) 調査の内容

- ・ 調査票A 福祉施設入所者の地域生活等への移行に係る調査
- ・ 調査票B 福祉施設から一般就労への移行に係る調査
- ・ 調査票C 障害福祉サービスの提供に係る意向調査

### (3) 調査の対象

福井市の支給決定者のいる下記の事業所等及び法人（令和5年3月31日時点）

- ・ 調査票A 入所施設
- ・ 調査票B 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援事業所
- ・ 調査票C 市内の障害福祉サービス事業所設置法人

### (4) 調査の期間

令和5年6月26日～7月7日

### (5) 調査の方法

法人及び施設・事業所に調査票をメール等にて郵送、メール又は郵便にて回収

### (6) 回収結果

調査内容	配布数	回収数	回収率
調査票A	26	25	96.2%
調査票B	178	164	92.1%
調査票C	123	97	78.9%

### (7) 集計値

集計した数値（％）は、小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで表示。



## 1 福井市の支給決定者が利用している県内外の障害者支援施設の入所状況

## (1) 全体 (問2)

各年度3月31日現在

年度	入所定員数 (人)	入所者数 (人)	入所者のうち 福井市の入所者数 (人) (65歳以上)	福井市の 入所者数割合 (%) (65歳以上割合)
R2	1,739	1,642	349 (117)	21.3 (33.5)
R3	1,739	1,633	346 (123)	21.2 (35.5)
R4	1,734	1,604	346 (125)	21.6 (36.1)

## (2) 福井市の入所者数内訳 (事業所の所在地別) (問2)

年度	入所者数 (人)		事業所所在地別割合 (%)	
	市内	市外	市内	市外
R2	201	148	57.6	42.4
R3	199	147	57.5	42.5
R4	197	149	57.0	43.0

## (3) 福井市の入所者数のうち、年度ごとの新規入所者及び退所者数 (問3)

年度	新規入所者数 (人)	退所者数 (人)					計
		地域生活移行	入院	死亡	他施設へ入所	その他	
R2	17	0	4	10	10	3	27
R3	21	1	4	10	9	3	27
R4	20	2	3	17	9	2	33

他施設へ入所、その他 ←

年度	介護保険施設	ケアハウス	障害者 支援施設	その他
R2	1	0	4	8
R3	2	0	1	9
R4	3	0	2	6

## 2 福井市の入所者の地域移行者数（問4）

年度	移行者数 (人)	移行先 (人)				
		自宅		アパート		グループ ホーム
		1人暮らし	家族と同居	1人暮らし	家族と同居	
R2	0	0	0	0	0	0
R3	1	0	0	0	0	1
R4	2	0	1	0	0	1
合計	3	0	1	0	0	2

## 3 福井市の入所者の地域移行見込数及び移行先（問5）

年度	移行 見込数 (人)	移行先 (人)				
		自宅		アパート		グループ ホーム
		1人暮らし	家族と同居	1人暮らし	家族と同居	
R5	2	0	1	0	0	1
R6	0	0	0	0	0	0
R7	0	0	0	0	0	0
R8	0	0	0	0	0	0
合計	2	0	1	0	0	1

## 4 令和2年度において地域移行を見込んだ障がい者の移行状況（問6）

R2～R5年度 見込数 (人)	移行者数 (人)	移行できなかった人数	
			理由
1	0	1	自宅で一人暮らしの予定だったが、改修費が高額になることと一人暮らしの不安のため

## 5 障害福祉サービス制度や行政の取組への意見（問7）

- ・病院に入院しながら施設生活に慣れるため宿泊体験利用を行う場合、施設側は食費、宿泊費の実費しか収入がないため、施設への加算等を検討してほしい。
- ・障害支援区分6などの重度障がい者への支援について、国の報酬単価のみでは不十分と感じているため、市としての独自の報酬や加算を検討してほしい。

## 1 福井市の支給決定者が利用している県内外の障がい者就労支援施設の利用状況

## (1) 全体 (問2)

令和5年3月31日現在

事業種別	事業所数 (か所)	定員数 (人)	利用者数 (人)	福井市の 利用者数 (人)	福井市の 利用者割合 (%)
生活介護	81	2,799	2,337	708	30.3
自立訓練	14	222	91	39	42.9
就労移行支援	16	150	100	50	50.0
就労継続支援 (A型)	38	744	672	305	45.4
就労継続支援 (B型)	74	1,559	1,762	866	49.1
就労定着支援	4	50	27	12	44.4
合計	227	5,524	4,899	1,980	40.4

※事業所数は事業種別に重複あり

## (2) 福井市の利用者の内訳 (事業所の所在地別) (問2)

事業種別	利用者数 (人)		事業所所在地別割合 (%)	
	市内	市外	市内	市外
生活介護	521	187	73.6	26.4
自立訓練	37	2	94.9	5.1
就労移行支援	49	1	98.0	2.0
就労継続支援 (A型)	268	37	87.9	12.1
就労継続支援 (B型)	791	75	91.3	8.7
就労定着支援	12	0	100.0	0.0
合計	1,678	302	84.7	15.3

## 2 福井市の利用者のうち、一般就労に移行した実績 (問3)

(単位: 人)

事業種別	R2年度		R3年度		R4年度		計	
	市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外
生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0
自立訓練	0	0	0	0	0	0	0	0
就労移行支援	3	0	6	0	16	2	25	2
就労継続支援 (A型)	7	1	11	1	10	2	28	4
就労継続支援 (B型)	4	0	10	0	9	0	23	0
年度の計	14	1	27	1	35	4	76	6
合計		15		28		39		82

3 問3で一般就労できた利用者のうち、就労定着支援事業を利用した実績（問4）

（単位：人）

事業種別	R2 年度		R3 年度		R4 年度		計	
	市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外
生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0
自立訓練	0	0	0	0	0	0	0	0
就労移行支援	2	0	5	0	7	0	14	0
就労継続支援（A型）	0	0	0	0	0	0	0	0
就労継続支援（B型）	0	0	0	0	1	0	1	0
年度の計	2	0	5	0	8	0	15	0
合計		2		5		8		15

4 過去6年間（H29年度～R4年度）において、就労定着支援利用を終了した者のうち  
就労定着した実績（問5）（単位：人）

	令和4年度
就労定着者数	16

5 福井市の支給決定者のうち、令和2年度～令和4年度に就労移行支援事業を利用し  
終了した人数とその理由（問6）（単位：人）

事業種別	R2 年度		R3 年度		R4 年度		計	
	市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外
就労移行支援事業 利用終了者数	20	1	31	2	31	1	82	4
一般就労へ移行	4	0	11	1	20	1	35	2
就労継続支援 （A型）を利用	0	0	3	0	0	0	3	0
就労継続支援 （B型）を利用	12	1	13	1	6	0	31	2
その他 （入院、転出など）	4	0	4	0	6	0	14	0
合計		21		33		32		86

調査票C 障害福祉サービスの提供に係る意向調査

1 現在、提供しているサービスの提供状況および今後のサービスの提供状況  
(令和5～9年度予定)(問2)

(事業所数：か所、定員：人)

事業種別	事業所数	新規	定員	定員増	定員	定員減	定員	廃止
居宅介護(ホームヘルプ)	22							
重度訪問介護	11							
同行援護	3							
行動援護								
生活介護	21	4	50	1	40	1	20	
自立訓練(機能訓練)	5							
自立訓練(生活訓練)	1	2	20					
就労移行支援	4							
就労継続支援(A型)	21							
就労継続支援(B型)	24	5	65	1	54			
就労定着支援	2	1	20	1	30			
就労選択支援		2	20					
療養介護								
短期入所	13	1	4	1	3			
自立生活援助	2	1		1	14			
共同生活援助(グループホーム)	18	4	39	4	140			
施設入所支援	3							
計画相談支援	14	1	35					1
地域移行支援	3							
地域定着支援	2							
児童発達支援	14							1
医療型児童発達支援								
放課後等デイサービス	29	5	50					1
保育所等訪問支援	9	2	20					
居宅訪問型児童発達支援	3							
障害児相談支援	11	2	35					

## 2 本市は「地域生活支援拠点」を整備していることについて（問3）

認知度	
知っている	54
知らない	40

### 3 自由意見（抜粋）

#### 【周知・理解】

- ・障がい福祉サービスの簡易リーフレットがあると良い
- ・サービス利用空き状況が分かる仕組みが欲しい
- ・ネットや郵送による各種申請を可能にしてほしい
- ・障がいと介護の連携において、介護支援専門員や相談支援専門員の理解促進が必要
- ・市自立支援協議会等で障がい当事者の意見を取り入れることが望まれる

#### 【障がい福祉サービス】

- ・重度心身障がい者の在宅生活支援のため、事業所の増加、訪問介護員の確保等、行政と事業所が一体となった取組が必要
- ・保育所等訪問支援について、保護者と事業所と相談できる場があると良い
- ・放課後等デイサービスで、学校だけでなく事業所との連携ができると良い
- ・自立訓練サービスが有効に活用されるようにしてほしい
- ・居宅介護支援で家事援助の増加が見られるが、身体介護との混在もあり、支給決定の統一化が必要
- ・移動支援のニーズが高いが、目的も様々であり実態把握が必要
- ・地域生活支援拠点の必要性や実際の運用等とともに検証することが必要

#### 【制度に関する要望】

- ・サービス提供に見合うだけの報酬改定を望む
- ・外出機会の確保のため、タクシースケット配布の追加を要望する
- ・市独自に報酬加算や人員配置をしてほしい
- ・強度行動障害の受入事業所が少ない。報酬設定と事業所立ち上げのための支援が必要

#### 【計画】

- ・障がい福祉計画は、市の思いや意向が反映されたものを望む
- ・障がい福祉計画に、強度行動障害者への支援について盛り込むことが必要

#### 【その他】

- ・医療的ケア児者への支援について、実態把握と体制整備が必要
- ・県サービス管理責任者研修制度の定員を増やすか、もしくは市独自研修の実施を望む
- ・人口減少と高齢化の中、福祉を担うための人材確保が必要
- ・専門的支援のため、研修と併せて有効な人材確保ができると良い

## 2 用語解説

### 【か行】

#### 基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担い、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の相談を総合的に行う機関。

### 【さ行】

#### 指定難病

「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」に規定する疾病。

#### 児童発達支援センター

通所利用の障がい児やその家族に対する支援を行う。施設の有する専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設。

#### 障がい者自立支援協議会

地域において障がい者の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとする支援システムづくりや地域の関係機関によるネットワークの構築等に関し、中核的な役割を担う協議の場として市町村が設置する協議会。

#### 障害者自立支援審査支払等システム

障害福祉サービス費・障害児支援給付費等に係る事業所からの請求、市町村の審査・支払等の一連の事務処理を行うための全国共通の審査支払システム。

### 成年後見制度

認知症、知的障がい及び精神障がいなどにより物事を判断する能力が十分でない人について、本人の権利を守る援護者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度。

### 【は行】

#### ピアサポート

当事者同士が互いの経験を基に語り合い、相互に支援すること。

#### 法人後見

社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が後見人等になり、判断能力が不十分な人の保護や支援を行うこと。

#### 法定雇用率

障害者雇用促進法により、民間企業、国、地方公共団体はそれぞれ一定割合に相当する数以上の障がい者を雇用しなければならないとされている、雇用割合のこと。

#### 補装具

身体の失われた部分や障がいのある部分を補って、日常生活を容易にする用具で、白杖、補聴器、義肢、車椅子等がある。

### 【や行】

#### 要約筆記（者）

中途失聴者や難聴者等、聴覚障がい者への情報提供手段の一つとして、話の内容を要約し、文字として伝えること（人）。

第7期福井市障がい福祉計画・第3期福井市障がい児福祉計画  
令和6年3月 発行

編集 福井市 福祉部 障がい福祉課

〒910-8511 福井市大手3丁目10番1号

TEL 0776-20-5435 FAX 0776-20-5407

E-mail [sfukusi@city.fukui.lg.jp](mailto:sfukusi@city.fukui.lg.jp)

HP [www.city.fukui.lg.jp](http://www.city.fukui.lg.jp)

この冊子は、障がいのある方が働く施設で印刷したものです。